

DOING BUSINESS IN THE NETHERLANDS

(日本語版)

HEUSSEN

Lawyers & Civil Law Notaries

**DOING BUSINESS
IN THE NETHERLANDS**
(日本語版)

HEUSSEN

Doing business in the Netherlands （日本語版）

発行者：HEUSSEN B.V.

2024年 初版発行

連絡先の詳細は<https://www.heussen-law.nl/ja/>をご参照ください。

この冊子に記載されている情報は、特定の事実、状況、事業に関する法律上または税務上のアドバイスとして解釈されるべきものではなく、一般的な情報提供のみを目的としています。HEUSSEN B.V.および本ガイドの作成に携わった個人は、内容の誤りや脱落を含め、この冊子に記載された情報に基づいて取られた結果やいかなる行動に対していかなる責任も負いません。

この冊子に関するすべての権利はHEUSSEN B.V.に帰属します。HEUSSEN B.V.の書面による事前の同意なく、この冊子のいかなる部分の複製、検索システムへの保存、ならびに、電子的、機械的（複写、記録を含む。）およびその他いかなる形式および手段による送信を禁じます。

はじめに

この冊子は、オランダで事業を行うことを検討している海外投資家及びそのアドバイザーのために作成したものです。この冊子は、関連する法律、規則、規制の概要を提供するものに過ぎません。この冊子は、網羅的または包括的なものであるとみなされるものではなく、また、法的助言を提供するものでもないことにご留意ください。オランダ市場への参入やオランダでの事業展開に際して直面する問題について具体的な助言や支援が必要な場合、または、当事務所に関する情報や当事務所が提供するサービスに関する情報が必要な場合は、当事務所のホームページ（www.heussen-law.nl）を通じて当事務所のパートナー弁護士にお問い合わせください。この冊子は2023年6月1日時点で作成された英語版を日本語に翻訳したものです。

この冊子の出版に関わったRens Berrevoets、Niels van Gelder、Martijn Koot、Stan Robbers、Herman Ruiters、Sandy van der Schaaf、Tim Schreuders、Sam van Well、及び、近藤真里瑛に感謝したい。また、本ガイドブックに税務の章を寄稿したHamelink & Van den Tooren N.V.のMaarten Edie、Jonne Lansink、及び、Wouter Vosse、並びに、当事務所での研修期間中にこの冊子の英語版を日本語版に翻訳した土岐俊太弁護士（日本・ニューヨーク州）には特に感謝する。

Heussen Lawyers & Civil Law Notaries

Tim B. Schreuders

Sandy van der Schaaf

目次

1.	オランダ	9
1.1	国の概要：統計および事実	9
1.2	文化および宗教	10
1.3	政府	10
1.4	経済	10
1.5	インフラ	11
2.	企業形態	12
2.1	全般	12
2.2	BV	12
2.3	NV	16
2.4	協同組合	17
2.5	パートナーシップ	19
2.6	SE	21
2.7	支店	21
3.	財務報告	22
3.1	全般	22
3.2	年次決算、経営報告書および追加情報	23
3.3	監査要件	24
3.4	年次決算の決議	25
3.5	年次決算の発表	25
3.6	グループ免除規定（オランダ民法Section 2:403）	26
3.7	連結免除（オランダ民法Section 2:408）	28
4.	債務超過	30
4.1	全般	30
4.2	破産	30
4.3	支払停止	31
4.4	和解	32
4.5	債務超過を回避するための事業再編	32
5.	規制	33
5.1	海外直接投資	33
5.2	クロスボーダー決済	34
5.3	金融監督法	34
5.4	マネーロンダリング	35

6.	担保権	37
6.1	オランダにおける担保権の種類	37
6.2	担保権および保証の付与の制限	39
6.3	担保権の行使	41
7.	労働法	42
7.1	労働契約の種類	42
7.2	個人の労働契約の条件	43
7.3	雇用の終了	46
7.4	労働協約（CLA）および労働組合	49
7.5	（欧州）労働者評議会法	50
8.	社会保障と年金	52
8.1	社会保障	52
8.2	年金制度	53
9.	商事契約	56
9.1	オランダの契約法	56
9.2	一般条件	56
9.3	代理店契約	57
9.4	販売店契約	58
9.5	フランチャイズ	58
10.	訴訟および紛争解決	60
10.1	司法制度の構造	60
10.2	法的手続き	61
10.3	差止救済および略式手続き	61
10.4	判決前の仮差押え	62
10.5	証拠	63
10.6	調査と情報収集	63
10.7	期間および費用	64
10.8	法的特権	64
10.9	集団訴訟	65
10.10	国際執行	65
10.11	裁判外紛争解決	66
10.12	訴訟ファイナンス	68

11.	知的財産	70
11.1	特許	70
11.2	商標	70
11.3	商号	72
11.4	著作権	73
11.5	隣接権	73
11.6	データベースの保護	74
11.7	意匠権	74
12.	データ保護	76
12.1	全般	76
12.2	個人データ	76
12.3	データ侵害	78
12.4	施行	78
13.	競争法	79
13.1	全般	79
13.2	反競争的協定および協調的慣行	79
13.3	優越的地位の濫用	80
13.4	企業結合	81
14.	不動産	83
14.1	所有権およびその他の権利	83
14.2	賃貸借	84
14.3	土地登記局	85
14.4	ゾーニング計画と物理的側面に関する一括許可	85
15.	税金	86
15.1	法人	86
15.2	個人	93
15.3	付加価値税 (VAT)	95
15.4	不動産譲渡税	97

1. オランダ

1.1 国の概要：統計および事実

国名	オランダ
所在地	ヨーロッパ北西部
公用語	オランダ語とフリジア語
国家元首	ウィレム＝アレクサンダー
州のタイプ	立憲君主制
首都	アムステルダム
政府所在地	ハーグ
通貨	ユーロ
人口	約1,780万人
密度	520/km ²
エリア	41,543km ²
海面下の土地の割合	26%
州	ドレンテ州、フレヴォラント州、フリースラント州、ヘルダーラント州、フローニンゲン州、リンブルフ州、オーファーアイセル州、北ブラバント州、北ホラント、ユトレヒト州、南ホラント州、ゼーラント州
大都市	アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒト

オランダは、ヨーロッパの国であり、欧州連合（EU）の加盟国である。オランダはオランダ王国の一部であり、オランダ王国を構成する地域は、オランダのほかにカリブ海のアルバ島、キュラソー島、セント・マーチン島がある。なお、2010年10月10日のオランダ領アンティル諸島解体後、カリブ海に浮かぶボネール島、セント・ユースタティウス島、サバ島の3島はオランダの特別自治体となった

1.2 文化および宗教

オランダには魅力的な文化的風土がある。歴史上、オランダは常に貿易と探検の国であり、その結果、さまざまな外国の影響を受け、多様な文化が生まれた。オランダ人は開放的で、国際志向が強く、革新的であると考えられている。オランダ人は、直接的な方法でコミュニケーションをとり、世間話を避けることが多い。

オランダでは人口の**50%超**が無宗教である。2020年時点では、最大の宗教はキリスト教（全人口の**34%**）、次いでイスラム教（全人口の**5%**）である。

1.3 政府

オランダは議会制民主主義であり、立憲君主制の国家である。国家元首は国王のウィレム＝アレクサンダーであるが、実際には首相とその他の大臣や国務長官が国を統治している。オランダ政府はハーグに置かれているが、首都はアムステルダムである。

オランダ議会は、**150人**の議員からなる第二院（*Tweede Kamer*）と**75人**の議員からなる第一院（*Eerste Kamer*）の2つの議院から構成されている。両院を合わせてスターテン・ヘネラール（*Staten Generaal*）を構成する。第二院の議員は、原則として**4年ごと**に国民によって直接選挙される。第一院の議員は間接選挙によって選出される。

1.4 経済

EU第**5位**、世界第**17位**の規模を誇るオランダ経済は、国際的な視野を強く持っている。国土と国内市場が比較的小さいため、オランダ経済は世界で最も開放的で国際的な志向を持つ国の一つである。オランダに拠点を置く多国籍企業には、**Ahold Delhaize**、**AkzoNobel**、**Booking.com**、**Heineken**、**Philips**などがある。また、オランダに地域本部を置く多国籍企業には、**Adidas**、**Cisco Systems**、**Netflix**、**Nike**、**Panasonic**、**Under Armour**などがある。

オランダの輸出量は世界最大級である。オランダからの製品の輸出先の第1位はドイツで、ベルギー、フランス、英国、米国と続く。オランダからの輸出品目は、石油精製品、放送機器、写真機、コンピューターが上位を占めている。また、オランダは、世界有数のサービスの輸出国でもある。

1.5 インフラ

オランダには優れたインフラがあり、EUとそれ以外のヨーロッパの市場にサービスを提供することが可能になるので、しばしば「ヨーロッパへの玄関口」と呼ばれる。

オランダは北海に面し、ライン川、マース川、スヘルデ川というヨーロッパの中心につながる3つの大河が流れている。年間4億5,000万トンを超える貨物を扱うロッテルダム港は、ヨーロッパ最大の港である。アムステルダム・スキポール空港は、旅客輸送量および旅客数でヨーロッパ第3位、航空機の発着回数でヨーロッパ第1位の空港である。さらに、オランダにはいくつかの地方空港があり、主な空港はロッテルダム空港、フローニンゲン空港、アイントホーフェン空港、マーストリヒト空港である。

道路、鉄道、水路の質は素晴らしく、ヨーロッパの近隣諸国へのアクセスも容易である。

オランダはまた、優れた高度に発達した通信・技術インフラを有し、世界で最も先進的なICT経済国のトップ10に入る。

オランダがしばしば「ヨーロッパへの玄関口」と呼ばれるその他の理由としては、他国によるオランダへの投資の多さが挙げられるが、これはオランダの安定かつ柔軟な労働環境と、高い教育を受け多言語を話すことのできる労働者、および、オランダの地理的な中心的位置によるところが大きいだろう。

2. 企業形態

2.1 全般

外国企業は、事業体または支店を通じてオランダで事業を行うことができる。本章では、オランダで最も一般的な企業形態を簡単に紹介する。

2.2 BV

非公開有限責任会社 (*besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid* またはBV) は、オランダにおいて最も頻繁に使用される企業形態である。これは法人格を持つ事業体であり、フランスの *Société à responsabilité limitée* (責任限定会社)、英国の *Limited company* (有限責任会社)、ドイツの *Gesellschaft mit beschränkter Haftung* (有限会社) に相当する。2012年の大幅な法改正以来、BVは非常に柔軟な企業形態として、株主のニーズに合わせた定款で簡単に法人化することができる。

・法人設立

BVは、オランダ公証人 (*civil law notary*) の前で認証される公正証書によって設立される。法人設立者は、オランダ公証人の事務所に勤務する労働者に委任状を与え、オランダ公証人の前で設立公正証書を認証することが多い。オランダ公証人は、BVの最初の定款を含む設立公正証書の認証後、オランダ商工会議所の商業登記簿に会社を登記することとなる。なお、定款は、公正証書によって変更することができる。

・株式資本

BVの資本金は株式に分割される。法定の最低資本金や払込資本金はなく、法定の最高資本金 (授權資本金) もない。少なくとも1株は、BV自身またはその子会社以外の個人または法人が保有していなければならない。株式の発行および譲渡は、オランダ公証人の面前で認証される公正証書によってのみ可能である。

・株式

全ての株式には額面金額があり、ユーロ建てまたは外貨建てがある。BVに

は、普通株式、**priority shares**、**preference shares**の3種類の登録株式がある。**priority shares**は、定款に従って一定の支配権（通常は議決権）が割り当てられる株式である。一方、**preference shares**は、普通株式の保有者に支払われる前に、株主が一定の配当を受ける権利を有する。**BV**は無記名株式を発行できない。

さらに、**BV**は無議決権株式と利益配当請求権のない株式を発行することができる。ただし、利益配当請求権のない無議決権株式を発行することはできない。**BV**は、株式に付随する議決権と利益配当請求権を分割するために、株式の預託証券（*certificaten*）を発行することも可能である。

BVの定款には、株式の譲渡に関する制限（いわゆる譲渡制限条項）を盛り込むことができるが、そのような条項を入れることは義務ではない。また、定款には、いわゆるロックアップ条項、株主の追加的義務に関する条項など、株式（に付随する株主の権利）に関する他のいくつかの条項を含めることができる。

BVの取締役会（*management board*）は、最新の株主名簿を保管する義務を負う。株主名簿には、全株主の氏名および住所、株式の種類および番号、各株式の払込金額、株式の発行もしくは譲渡、株式に対する質権もしくは使用権（*usufruct over the shares*）、または預託証券に株主総会権が付されている場合の預託証券の発行の明細を記載しなければならない。

・株主総会

株主総会は**BV**の全株主で構成される会社機関である。株主総会は、取締役会または他の会社機関に与えられていない全ての権限を有する。オランダ民法典（*Burgerlijk Wetboek*）に従い、株主総会は、会社の存続および継続、または、株主の地位および権利にとって重要ないくつかの権限、例えば、取締役会の構成員を任命および解任する権利、定款の変更、株式の発行、年次決算の決議、会社の法的合併もしくは分割、会社を異なる法的形態の事業体に転換する、または、会社を解散および清算する決議権を有する。

定款に別段の定めがない限り、株主総会決議は議決権の絶対過半数（50%超）によって決議される。また、株主総会は少なくとも年1回開催されなければならない。

定款は、株主総会が取締役に指示を与えることができる旨を規定することができるが、株主総会はBVの執行機関として行動することはできない（取締役会のみが可能である）。

・取締役会

取締役会は、定款に別段の選任方法が規定されていない限り、株主総会で選任された1名以上のメンバーから成るBVの執行機関である。取締役会は、BVの日常業務とBVの事業の戦略・方針の決定の双方に責任を負う。そのメンバー（業務執行取締役）は自然人でも法人でもよく、オランダに居住していること、もしくは、オランダ国籍を有していることは要求されない。取締役会のメンバーは、BVに対して受託者としての義務を負い、常に良心に基づいてその職務を遂行しなければならない。取締役会のメンバーが2名以上である場合、彼らは会社経営に対して連帯責任を負う。

原則として、取締役会は会議によってまたは書面によって決議を採択することができる。オランダ民法には、取締役会の招集・開催および取締役会意思決定に関する規定はほとんど置かれていない。取締役会が社内の目的のために決議する一連の規則である取締役会規則において、取締役会の機能およびそのメンバー間の任務と責任の配分に関するルールが規定されることが一般的である。また、BVの定款は、定款に記載された、または株主総会（または他の会社組織）が指定する特定の取締役会決議について、株主総会（または他の会社組織）の事前の承認を必要とすることを規定することができる。

なお、2013年以降、業務執行取締役は、BVと利益相反関係にある取引や議題に関する議論や意思決定に参加することはできなくなっている。

・監査役会

監査役会は、取締役会、その経営方針および社内の業務全般を監督し、また取締役会に助言を与える。全ての利害関係者の利益を考慮し、会社の利益のために職務を遂行する。監査役会のメンバー（監査役）は経営に関与することはできない。業務執行取締役と同様、監査役は、BVと利害が対立する取引や議題に関する議論や意思決定に参加することはできない。

オランダ法では、監査役会の設置は、会社の規模に関する一定の法定要件を満たさない限り、任意である。大会社（*structuurvennootschap*）の監査役会は、通常の子会社の監査役会に比べてより多くの権限を有している。監

査役会を設置する代わりに、BVは一層構造の取締役会を選択することができる（下記参照）。

・一層構造の取締役会と二層構造の取締役会の比較

二層構造の取締役会では、独立した監査役会が取締役会を監督し、取締役会に助言を与えるが、一層構造の取締役会では、独立した監査役会は存在せず、代わりに業務執行取締役と非業務執行取締役の両方が（一層構造の）取締役会のメンバーとなる。業務執行取締役はBVの経営に責任を負い、非業務執行取締役は経営の監督に責任を負う。主な責任は異なるものの、業務執行取締役と非業務執行取締役は同じ取締役会のメンバーであるため、会社経営に対する連帯責任を負う。

・取締役の責任

各業務執行取締役は、その職務の適切な遂行について、会社に対して責任を負う。ただし、重大な過失があり、かつ、その過失の結果を回避するための措置を講じることに過失がなかった場合に限る。業務執行取締役は、税金および社会保険料の不払い、破産時の赤字（業務執行取締役が経営義務を怠り、それが破産の重要な原因であることが明らかな場合）、株主への配当の結果生じた赤字（下記参照）、誤解を招く財務諸表の公表による損害、不正行為による損害についても、第三者に対して責任を負うことがある。BVの株主は、例外的に、会社の名において行われた行為について責任を負うことがある（これは「法人格否認」とも呼ばれる）。例えば、会社の行為が不法行為と認定され、裁判所が株主と会社を完全に別個の存在とみなすべきではないと判断される場合などである。

・配当

株主への配当およびその他の利益分配は、法律またはBVの定款に従い維持されなければならない準備金を除き、会社内に最低額の自己資本を残すことを要求されることなく、行うことができる。また、分配は取締役会の同意を得た場合にのみ行うことができる。なお、取締役会が当該同意をするのを拒否できるのは、分配の後、BVがもはや支払うべき債務を支払い続けることができなくなるを知っているか、合理的に予見すべき場合に限られる。

オランダ民法はさらに、BVが支払不能となり、BVの業務執行取締役が分配の時点で、BVが支払うべき債務を支払い続けることができなことを知っていたか、または、合理的に予見すべきであった場合、原則として、業

務執行取締役はBVに対して、分配の結果生じた赤字について連帯して責任を負うと規定している。このため、取締役会は通常、BVの株主に対する分配を行う株主総会決議を承認する前に、流動性テストまたは支払能力テストの一種を実施する。また、株主が分配後にBVが支払うべき債務を支払い続けることができなくなることを知っていた、または合理的に予測すべきであったにもかかわらず分配を受けた株主は、分配の結果生じた赤字について、その株主が受け取った金額または価値を上限としてBVに対して責任を負うことになる。

2.3 NV

公開有限責任会社 (*namloze vennootschap*, NV) は、英国のPlc. (株式会社)、ドイツの「Aktiengesellschaft」 (株式会社)、フランスの「Société Anonyme」 (株式会社) に匹敵する企業形態である。NVは、主に大企業や上場企業に用いられる企業形態である。

一般的に、BVに適用される多くの規則はNVにも適用されるが、大きな違いがある。NVとBVの主な相違点を以下に概説する。

・法人設立

BVの設立要件に加え、NVの設立には、設立時に発行された株式の払込金額が払い込まれたことを確認する銀行からの申告書または監査人の証明書が必要である。

・株式資本

NVは、株式を発行できる額面金額の上限である授權株式資本を持たなければならない。授權株式資本の20%を発行し、発行済み株式の額面金額の少なくとも25%を払い込まなければならない。法律により、NVは少なくとも45,000ユーロの発行済みおよび払込済みの資本金を有していなければならない。

・株式

BVとは異なり、NVは登録株式だけでなく無記名株式も発行できる。NVは、議決権のない株式や利益配当請求権のない株式を発行することはできない。しかし、NVはBVと同様に、議決権と利益配当請求権を分割するために預託証券 (*certificaten*) を発行することができる。

登録株式は、NVを規制する証券取引所に正式に上場されていない限り、オランダ公証人の面前で認証される公正証書によってのみ譲渡することができる。2020年1月1日以降、無記名株式は仲介業者（銀行など）の証券口座を通じてのみ取引可能であり、したがって、振替によってのみ取引可能である。

・ 配当

NVは、株主資本金が払込および払込済み資本に法律または定款により維持しなければならない準備金を加えた金額を超える場合に限り、株主に分配を行うことができる。取締役会の正式な承認は不要である。

・ 資金援助

原則として、NV（およびその子会社）が、NVの発行済み資本の株式の引受けまたは取得を目的として行われる場合、担保の提供、合意された購入価格の全額支払いの保証、その他第三者と共同で、または第三者の利益のために保証または拘束することは禁止されている。資金援助規則はNVにのみ適用され、BVやその他の法人には適用されない。

2.4 協同組合

協同組合（*coöperatie*）は、事業目的に適した特定の特徴を持つ団体である。協同組合は法人格を有する団体である。従来、協同組合は一般的に農業事業目的に使用されていたが、近年まで、その柔軟性と一定の税制上の側面から、国際的な構造における保有手段として使用される事業形態として人気があった。協同組合の名称には「*coöperatie*」の文字が含まれていなければならない。

法律上、協同組合の目的は、その事業の過程において、組合員の利益のために、組合員との間で締結される保険契約以外の契約に基づき、組合員の物質的な必要を提供することである。協同組合は組合員の事業の延長線上にあると考えられている。

・ 組合設立

協同組合は、オランダ公証人の面前で認証される公正証書により、少なくとも2名の設立者によって設立される。設立証書で別段の定めがない限

り、設立者が協同組合の最初の組合員となる。協同組合はオランダ商工会議所の商業登記簿に登録されなければならない。

・組合員総会

協同組合は特殊な形態の団体であるため、株主ではなく組合員がいる。法人、パートナーシップ、自然人が協同組合の組合員になることができる。

組合員総会は、取締役会や協同組合の他の法人組織に与えられていない全ての権限を有する。例えば、組合員総会は、常務理事を任命、停止、解任する権利、新規組合員の加入を承認する権利、年次決算を決議する権利、定款を変更する権利、協同組合を法的に合併または分割する権利、協同組合を異なる法的形態を有する事業体に転換する権利、協同組合を解散および清算する権利を有する。組合員総会は少なくとも年1回開催されなければならない。

・取締役会および監査役会

協同組合は取締役会を持たなければならない。協同組合は取締役会を設置しなければならない。経営委員会および監督委員会のメンバーの任務と責任および責任は、BVの経営委員会および監督委員会のメンバーの任務と責任と同様である（上記2.2参照）。

・資本金

協同組合の資本金は株式に分割されない。協同組合に最低資本金制度はない。通常、組合員による出資は、協同組合が各組合員ごとに管理するいわゆる組合員勘定に記録される。

・配当

協同組合の利益は組合員に分配される。組合員に分配される利益は、各組合員の協同組合への貢献度に基づいて決定されることが多い。

・組合員の責任

一般的に、協同組合の組合員は、その存続期間中、協同組合の債務について責任を負うことはない。協同組合が解散または破産した場合、その組合員は、協同組合の種類に応じて、起こり得る赤字について責任を負う可能性がある。協同組合には、責任排除型協同組合（組合員はいかなる場合にも責任を負わない）、有限責任型協同組合（組合員の責任は、協同組合の定款に記載された上限額に制限される）、法定責任型協同組合（各組合員

は均等に赤字の責任を負う) の3つのタイプがある。

責任排除型協同組合の場合、その名称の後に“U.A.” (*uitgesloten aansprakelijkheid*) の文字を入れなければならない。有限責任型協同組合の場合は、その名称の後に“B.A.” (*bepaalde aansprakelijkheid*) の文字を付けなければならない。法定責任型協同組合の場合は、“W.A.” (*wettelijke aansprakelijkheid*) の文字を加えなければならない。

2.5 パートナーシップ

オランダ法では、パートナーシップは法人格を持たない契約上の取り決めであるとされる。パートナーシップには、(i) 専門的パートナーシップ (*maatschap*)、(ii) ジェネラル・パートナーシップ (*vennootschap onder firma : VOF*)、(iii) リミテッド・パートナーシップ (*commanditaire vennootschap : CV*) の3種類がある。パートナーシップは法人格を持たないが、いわゆる「別個のエクイティ」 (*afgescheiden vermogen*) を有しており、これは、パートナーシップの事業に関わる債権者がパートナーシップの資産に対する求償を希望する場合、個々のパートナーの債権者よりも優先されることを意味する。パートナーシップは契約の当事者となり、法的手続きにおいて訴えたり訴えられたりすることができる。

パートナーシップを設立するために当事者が書面によるパートナーシップ契約を締結することは義務ではないが、締結されることが一般的である。

・専門的パートナーシップ

専門的パートナーシップは、伝統的に（弁護士、建築家、医師などの）専門職を共同で行使する目的で使用されている。専門的パートナーシップは、個人または法人の少なくとも2人のパートナーによって形成されなければならない。また、各パートナーは、現金、労働力、または資産の提供といった方法で、専門的パートナーシップに貢献しなければならない。さらに、各パートナーは専門的パートナーシップの利益を共有しなければならない。

専門的パートナーシップの各パートナーは、別段の合意がない限り、専門的パートナーシップの赤字に対して均等に責任を負う。専門的パートナー

シップに加入したパートナーは、専門的パートナーシップに加入する前に発生したパートナーシップの債務についても責任を負う。脱退したパートナーは、脱退前に発生した債務について引き続き責任を負う。

・ジェネラル・パートナーシップ

ジェネラル・パートナーシップとは、共同名義で共同事業を行うための組合である。VOFとそのパートナーは、オランダ商工会議所の商業登記簿に登録しなければならない。各パートナーは、現金、労働力、または資産の形でVOFに貢献する必要がある。利益はパートナー全員で共有しなければならない。

VOFの全パートナーは、VOFの債務に対して連帯責任を負う。債権者はVOFの資産だけでなく、VOFのパートナーの個人資産にも求償することができる。VOFに加入したパートナーは、VOF加入前に発生したVOFの債務についても責任を負う。退会したパートナーは、VOFのパートナーであった期間に発生した債務について引き続き責任を負う。

・リミテッド・パートナーシップ

リミテッド・パートナーシップ (*commanditaire vennootschap*, CV) とは、1名以上のジェネラル・パートナー (*beherend vennoten*) と1名以上のリミテッド・パートナー (*commanditaire vennoten*) とのパートナーシップのことである。ジェネラル・パートナーは、CVの経営と日常業務に責任を持つ。リミテッド・パートナーは、CVの資金調達を主な業務とする匿名組合員である。ジェネラル・パートナーのみがCVを代表することができる。リミテッド・パートナーの名前は、CVの名称に記載することはできない。各パートナーは、現金、労働力、資産などの形でCVに貢献する必要がある。利益は全パートナーが共有しなければならない。

ジェネラルパートナーは、CVの債務に対して連帯責任を負う。リミテッド・パートナーは、原則としてCVの債権者に対して責任を負わない。リミテッド・パートナーの内部責任は、CVへの出資に限定される。CVに加入したジェネラル・パートナーは、CV加入前に発生したCVの債務についても責任を負う。退任したジェネラル・パートナーは、CVのジェネラル・パートナーとしての退任前に発生した債務について引き続き責任を負う。

2.6 SE

欧州会社（ソシエタス・ヨーロピア（*Societas Europaea*、SE）は、欧州会社の規約に関するEU規則によって導入された、法人格を持つ超国家的な法的形態である。

SEは欧州経済地域（EEA）加盟国から他の加盟国へ移転することができる。オランダにおけるSEは、オランダの会社法とEU法の両方に従う。SEは、オランダのNVに、ある程度近い形態であるといえる。SEは、BVやNVと同様の事業目的に使用することができる。

2.7 支店

外国企業は支店を通じてオランダで事業活動を行うこともできる。支店は外国法人の一部であるため、独立した法人ではない。外国企業の支店は、オランダ商工会議所の商業登記簿に登録しなければならない。

3. 財務報告

3.1 全般

オランダ民法典第2編第9章は、財務報告および年次決算に関する規則を定めており、協同組合 (*coöperaties*)、共済組合 (*onderlinge waarborgmaatschappijen*)、公開有限責任会社 (*naamloze vennootschappen*) および非公開有限責任会社 (*besloten vennootschappen met beperkte aansprakelijkheid*) に適用される。また、リミテッド・パートナーシップ (*commanditaire vennootschappen*) およびジェネラル・パートナーシップ (*vennootschappen onder firma*) にも適用され、その全ての組合員は外国法に基づいて設立された会社であり、そのパートナーシップの債務に対して全責任を負う。

オランダ民法典では、「小規模会社 (micro)」、「小会社 (small)」、「中会社 (medium)」、「大会社 (large)」の会社を区別しており、一般的に最も負担の少ない報告要件が小規模会社に適用される。以下の3つの基準のうち2つが該当する場合、当該会社はそのカテゴリーに分類される。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
(1) 会計上の資産価値	350,000ユーロ以下	600万ユーロ以下	2,000万ユーロ以下	2,000万ユーロを超える
(2) 年間純売上高	700,000ユーロ以下	1,200万ユーロ以下	4,000万ユーロ以下	4,000万ユーロを超える
(3) 年間平均労働者数	10人未満	50人以下	250人未満	250人以上

グループ会社の資産価値、純売上高および労働者数は、会社が連結年次財務諸表を作成する必要がある場合と同様に、合算されなければならない。この要件は、オランダ民法第2章408節の連結免除（下記3.7項参照）が適用されるオランダのグループ会社には適用されない。

もちろん、会社の状況が変化するにつれ、別のカテゴリーの基準を満たすことが判明する可能性がある。また、このような変化は、価値や数字のわずかな変動に過ぎず、一時的なものに過ぎないこともある。このような変動に伴う事務負担をなくすため、会社は、2年連続で他のカテゴリーの基準を満たすまで、あるカテゴリーから他のカテゴリーに移ることはない。

一例を挙げると、以下のようになる

	以下の要件を満たした場合	以下のルールに従うことになる
1年目	小会社	小会社
2年目	中会社	小会社
3年目	中会社	中会社

3.2 年次決算、経営報告書および追加情報

オランダ法では、年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記から成る。jaarrekening）、経営報告書（jaarverslag）およびその他の追加情報（overige gegevens）は、取締役会（bestuur）によって作成され、毎年会社の事務所で株主の閲覧に供されなければならないと規定している。これらの書類は、会社の会計年度終了後5ヶ月以内に作成されなければならないが、特別な事情があれば、株主総会はこの期間を最大5ヶ月延長することができる。

年次財務諸表は、一般に公正妥当と認められた会計基準に従い、法人の資本およびその結果、ならびに、法人の支払能力および流動性について責任ある意見を形成できるような情報を提供しなければならない。経営報告書では、貸借対照表日現在の状況、会計年度中の展開、法人およびその年次財務諸表に財務データが含まれるグループ会社の業績について、真実かつ公正な見解を示すこととなる。追加情報とは、年次財務諸表と経営報告書に追加しなければならない情報であり、監査報告書（必要な場合）、利益の配分、貸借対照表日後の重要な後発事象、支店のリストとこれらの支店が所在する国、定款に含まれる特定の詳細が含まれる。

年次財務諸表および連結財務諸表は、会社の活動または会社が属するグループの国際的構造によって正当化される場合、外国通貨をもとに作成することができる。年次財務諸表に記載される項目は、株主総会で他の言語を使用することが決議されない限り、オランダ語で記載されなければならない。経営報告書は通常、オランダ語で作成されるものの、株主総会は別の言語を使用することを決定することができる。

年次財務諸表には、取締役会のメンバー全員と、監査役会 (*raad van commissarissen*) (監査役会がある場合) のメンバー全員が署名しなければならない。必要な署名が1つ以上欠けている場合は、その理由を付さなければならない。

3.3 監査要件

小会社・小規模会社およびオランダ民法Section 2:403の適用除外（下記第3.6項参照）を受ける会社を除く全ての会社は、年次決算監査を行う監査人を選任しなければならない。監査人は、会計帳簿が会社の財務状況を公正に表現しているかどうかについて意見を表明しなければならない。さらに、監査人は以下を決定しなければならない。

- 年次決算が法律で定められた要件を満たしているかどうか。
- 経営報告書が法令を遵守し、年次財務諸表と整合しているかどうか。
- 年次財務諸表に特定かつ必須の追加情報が含まれているかどうか。

監査人はオランダの公認会計士または外国の公認会計士でなければならない。監査法人を選任することもできる。監査人は（優先順位の高い順に）以下によって、任命される。

- 株主総会
- 監査役会（監査役会がある場合）
- 取締役会

監査人は、任命した機関またはより上記の「優先順位」の高い機関によって、いつでも解任されうる。

監査人は、取締役会および監査役会（監査役会がある場合）に対し、監査

対象事項に関する報告を行う。監査人は年次決算帳簿が会社の財務状況を真実かつ公正に表現しているか否かを記載した証明書に監査結果を記載することになる。

3.4 年次決算の決議

法人の年次決算は、株主総会により決議されなければならない。また、決算は、株主総会が年次決算に添付されなければならない監査人の証明書を閲覧できた場合にのみ決議される。決議日は、オランダ商工会議所の商業登記簿に提出される年次決算の写しに記載されなければならない（下記3.5参照）。

3.5 年次決算の公表

以下の書類（オランダ語、ドイツ語、フランス語または英語）をオランダ商工会議所の商業登記簿に提出する必要がある：

大会社の場合：

- 貸借対照表、損益計算書、注記（連結・個別）
- 経営報告書および追加情報

中会社の場合：

- 限定貸借対照表、限定損益計算書および注記（連結および個別）
- 経営報告書および追加情報

小会社の場合：

- 労働者数（連結・単独）を含む貸借対照表および注記事項の概要

小規模会社の場合：

- 貸借対照表の要旨（連結・個別）

年次決算の公表期限は以下の通りである。

- (1) 提出は、株主総会において年次決算が決議されてから8日以内に行わなければならない。

- (2) 年次決算が会計年度終了後7ヶ月以内に決議されなかった場合、下記(3)が適用されない限り、取締役会は、決議されていない年次決算の写しを、まだ決議されていない旨の注記とともに直ちに提出しなければならない。
- (3) 株主総会は、特別な事情があれば、取締役会に対し、年次計算書類の作成および提示のために定められた法定5ヶ月の期間を最長5ヶ月延長することを認めることができる（上記3.5参照）。延長が認められた場合、年次決算は延長期間の最終日から2ヶ月以内に決議されなければならない。
- (4) 年次決算は、決議されたか否かにかかわらず、いかなる場合でも会計年度終了後12ヶ月以内に提出しなければならない。

オランダ商工会議所は法令順守状況につき、監視を行っている。法令順守違反は経済犯罪であり、特定の状況下では、決算が公表されていない場合、会社が破産宣告を受けた場合、取締役は債権者に対して個人的責任を負う可能性がある。

法人は、年次決算、経営報告書、追加情報が、決算が審議される総会の通知がなされた日から、その事務所で全て入手できるようにしなければならない。

3.6 グループ免除規定（オランダ民法Section 2:403）

オランダ民法Section 2:403に基づき、一定の条件を満たした場合、グループ会社に属するオランダ企業は、その義務がEU域内に所在する連結親会社によって保証されている場合、会計・報告規定を完全に遵守する必要はない（いわゆるグループ免除または403免除）。403免除が適用される場合、当該会社は以下の義務を負わないことを意味する。

- (1) 通常会社に適用される関連法規定に従って年次決算を作成すること
- (2) 通常必要とされる一定の追加情報によって年次決算を補足すること
- (3) 監査人に年次決算監査を指示すること
- (4) 年次決算報告書または経営報告書を提出または預託すること

403免除の適用を受けるには、以下の要件を満たす必要がある。

- (a) 貸借対照表には、少なくとも固定資産の合計、流動資産の合計、株主資本、引当金、負債を記載しなければならない。
- (b) 損益勘定は、少なくとも通常の営業による純損益と、その他の収支による純残高を表示しなければならない。
- (c) 会計年度開始後、年次決算の決議前に、株主は、年次決算の作成に関する規定から逸脱することに同意することを書面で宣言しなければならない。
- (d) 会社の財務情報は、適用法に従い、欧州共同体理事会の会社法に関する第7次指令が適用される連結年次決算において、他の法人またはパートナーシップ（親会社）によって連結されていなければならない。
- (e) 連結年次財務諸表がオランダ語で作成またはオランダ語に翻訳されていない限り、フランス語、ドイツ語または英語で作成または英語に翻訳されていなければならない。
- (f) 監査人の証明書および経営報告書が、連結年次財務諸表と同じ言語で作成されているか、または同じ言語に翻訳されていなければならない。
- (g) 上記(c)で言及された法人またはパートナーシップは、オランダ法人の法律行為に起因する債務について連帯責任を負うことを書面で宣言していなければならない。
- (h) 以下の書類をオランダ商工会議所の商業登記簿に提出しなければならない。
 - (i) 上記(c)（適用される法的規定から逸脱することについての株主の同意に従った）申告
 - 毎年、貸借対照表日から**6**ヶ月以内、または（許可されている場合には）それ以降の公表日から**1**ヶ月以内に行わなければならない。
 - (ii) 上記(d)（連結決算）および(e)（監査人の証明書）に記載されている書類または翻訳
 - 毎年、貸借対照表日から**6**ヶ月以内、または（許可されている場合には）それ以降の公表日から**1**ヶ月以内に行わなければならない。
 - (iii) 上記(f)（親会社による連帯責任の宣言）に基づく宣言
 - 会社が初めて**403**免除を適用する際に一度だけ行わなければならない。

親会社は、商業登記簿に別途その旨の宣言書を提出することにより、連帯責任の宣言を撤回することができる。上記にかかわらず、親会社の責任

は、当該撤回がなされる前に行われた法律行為から生じた債務に関して継続する。この残存する責任は、以下の要件が全て満たされた場合にのみ消滅する。

- (a) オランダの会社は、親会社が属するグループに属さなくなった場合
- (b) 親会社が連帯責任の宣言を撤回する意向である旨の通知を商業登記所に提出した場合
- (c) 親会社が、全国的に配布される新聞で連帯責任の宣言を撤回する意向を発表してから少なくとも2ヶ月が経過しており、かつ、その発表において、撤退の意向を示す通知をどこで閲覧できるか明記されている場合
- (d) 親会社が意図している連帯責任の宣言の撤回に、債権者が適時に反対しなかったか、または、裁判所の取消不能な決定により、反対意見が撤回されたか、根拠がないとされた場合

3.7 連結免除（オランダ民法Section 2:408）

オランダ民法Section 2:408は、単独でまたは他のグループ会社と共同してグループを率いる法人は、自己の財務データならびにグループ内の子会社、他のグループ会社および自己が支配的支配力を有するかまたは自己の中央管理下にある他の法人の財務データを含む連結財務諸表を作成しなければならないと規定している。オランダ民法Section 2:408に基づき、中間持株会社は以下の場合に限り、法定連結要件から除外することができる。

- (a) 会計年度開始後6ヶ月以内に、その法人が、その構成員または発行済資本金の10分の1以上を保有する株主の10分の1以上から書面による異議申立てがなされていない。
- (b) 法人が連結すべき財務情報が、他の会社の連結財務諸表に含まれている。
- (c) 連結年次財務諸表および経営報告書が、EC会社法第7指令の規定に従って、またはこれらの規定を遵守する必要がない場合は同等の方法（連結対象企業がEUに本拠を置く企業でない場合も含む）に従って作成されている。
- (d) オランダ語で作成またはオランダ語に翻訳されていない限り、監査人の証明書付き連結年次財務諸表および経営報告書は、全てフラン

ス語、ドイツ語または英語で作成またはフランス語、ドイツ語または英語に翻訳されている。

- (e) 毎年、貸借対照表日から6ヶ月以内、または（許可されている場合には）それ以降の公告日から1ヶ月以内に、上記(d)の書類または翻訳を商業登記簿に提出している。
- (f) 法人が貸借対照表の中期に連結免除の規定を記載している。

4. 債務超過

4.1 全般

オランダでは、主に2種類の倒産手続がある。

- (i) 破産 (*faillissement*)
- (ii) 支払停止 (*surséance van betaling*)

破産および支払停止に適用される規則は、オランダ破産法 (*Faillissementswet*) に含まれ、同法は国内債権者と外国債権者を同等に扱う。第三の倒産手続き、いわゆる自然人のための債務管理 (*schuldsanering natuurlijke personen*) は、別の法律で規定されている。これは自然人にのみ適用されるものであるため、ここでは取り上げない。

全ての破産および支払停止は、中央破産登録簿 (*Centraal insolventieregister*) に記載される。この登録簿は、中央倒産登録簿 (www.rechtspraak.nl) のホームページで確認することができる。

4.2 破産

オランダの会社は、債務の支払いを停止した場合、破産宣告を受ける可能性がある。会社または債権者の1人または複数が破産を申し立てることができる。例外的なケースとして、公益のために破産申請が必要な場合には、検察官が破産の申立てを行うことができる。

破産の申立ては、債務者の居住地または登記上の事務所の管轄地にある管轄裁判所に提出しなければならない。破産を申し立てる債権者は

- 債務者に対する請求の疎明資料 (*prima facie evidence*) を提出する。
- 債務者が債務を支払っていないことを証明する。
- 債務者に複数の債権者がいること、および、これらの債権者のうち少なくとも1人が債務者に対して弁済期が到来している債権を保有していることを示す。

債権者は、債務者の破産を申し立てるために、弁護士に依頼する義務があ

る。一方、債務者は、法的代理人なしで自己破産を申し立てることができる。そのためには、債務者は特別な書式に記入のうえ、管轄裁判所に提出しなければならない。

裁判所が債務者の破産を宣告すると、破産管財人 (*faillissementscurator*) が任命される。破産が宣告された日の午前0時から、会社（債務者）の取締役は会社の資産の処分権を失う。破産管財人は会社の資産を清算し、法定優先順位に従って会社の債権者に分配することとなる。破産管財人は、破産裁判官 (*rechter-commissaris*) によって監督される。

4.3 支払停止

支払停止により、債務者は、債務を再編し融通するための別の方法を見つけることができる。

会社が一時的に債務を支払えなくなった場合、事業の継続を確保するため、裁判所に支払停止を請求することができる。支払停止期間中、債権者は債務者に対する債権を回収することができない。ただし、有担保債権者や優先債権者（オランダ税務当局など）の請求は、支払停止による影響を受けない。

請求された支払停止が認められた場合、裁判所は、債務者と共に会社を管理し、債権者との交渉において債務者を支援することができる管財人 (*bewindvoerder*) を任命する。債務者の一定の法律行為は、まず管財人の承認を得なければならない。

支払停止は最長18ヶ月間認められる。この期間は、債務者の請求により、18ヶ月間延長することができる。支払停止は、全ての債権者が全額を支払った場合、または、債権者と裁判所の双方から和解の合意が受け入れられた場合に終了する（下記参照）。なお、財務上の問題が一時的なものではなく、会社が構造的に債務を支払えないことが判明した場合、支払停止に続いて破産が行われるのが通常である。

4.4 和解

支払停止または破産手続が開始されるまでの期間、債務者は、手続開始前に発生した債権を有する無担保債権者に対して、和解を提案することができる。和解とは、債務者とその無担保債権者との間の合意であり、債務者は、債権者の請求の完全かつ最終的な免除と引き換えに、債権者への部分的な支払いを提案することとなる。無担保債権者の過半数が同意し、和解を受け入れた場合、和解は全ての無担保債権者を拘束することとなる。和解が裁判所によって承認されると、支払停止または破産は終了する。

4.5 債務超過を回避するための事業再編

2021年1月1日、私的再生計画の裁判所承認に関する法律（*Wet Homologatie Onderhands Akkoord*、WHOA）が発効した。WHOAは、予防的再生の枠組み、債務免除および欠格事由、ならびに再生、倒産および債務免除に関する手続の効率化を図るための措置に関するEU指令2019/1023（以下「再生指令」という。）に準拠しており、一定の範囲でオランダにおける再生指令の移管とみなすことができる。

WHOAは、経営難に陥った債務者が、正式な倒産手続きの外で、債務や資本を再構築し、負担の大きい契約を修正したり、早期に解除したりするための、効果的な再生制度を導入するものである。WHOAが提供する再生手段は、英国のスキーム・オブ・アレンジメントや米国連邦破産法第11条に類似している。WHOAの下では、債務者またはいわゆる再生専門家が再生計画を作成し、債権者と株主を異なる種類に分ける。再生計画は、再生計画によって権利に影響を受ける債権者および株主に対して彼らが検討のために提出することができ、債務者または再生専門家は、再生計画を特定の種類の債権者のみに提出すること、または計画を受け入れるか否かの投票を行う債権者の種類を1つに限定することを決定することができる。そして、少なくとも1種類の債権者が再生計画に賛成票を投じた場合、再生計画は裁判所に提出され、その承認を得ることができる。裁判所が計画を承認した場合、その計画は債務者と、計画が投票のために提出された全ての債権者を拘束する。他の債権者の権利は影響を受けない。

5. 規制

5.1 海外直接投資

外国直接投資（FDI）とは、他国の投資家や会社が、ある会社や事業の支配権を取得する形で行う投資のことである。外国企業の株式やその他の証券を受動的に保有する目的で行われる外国ポートフォリオ投資は、FDIとはみなされない。

FDIの審査は、特にクロスボーダーM&A取引において、ますます重要なものとなり、関係することが増えてきている。オランダでは、電力、天然ガス、電気通信の各分野において、特定の事業に特化した審査の仕組みが導入されている。これらの規制に従い、外国投資家がこれらの分野において事業を行うオランダ企業の支配権を取得する場合、公共安全の観点からオランダ経済・気候政策省の事前許可を得なければならない。また、2023年6月1日、投資・合併・買収（安全保障）法（*Wet veiligheidstoets investeringen, fusies en overnames*または*Wet Vifo*）が施行され、特定のセクターに限定されないFDI類似の規則が盛り込まれた。なお、*Wet Vifo*は2020年9月8日まで遡及効があるため、発効前の取引に影響を及ぼす可能性がある点につき注意されたい。

EUレベルでは、欧州連合（EU）への外国直接投資の審査の枠組みを確立する2019年3月19日付規則（EU）2019/452が2019年4月10日に発効し、2020年10月11日付で全てのEU加盟国に全面適用されている。同規則は、国家安全保障と公序良俗を理由とするFDIの審査に関する新たなEU FDIの枠組みを確立するものである。同規則の適用範囲には、第三国からの投資家とEU加盟国内で経済活動を行う会社との間に永続的かつ直接的なつながりを構築または維持する、あらゆる種類の投資が含まれる。なお、ポートフォリオ投資は同規則の対象外である。

もっとも、同規則は、欧州委員会とEU加盟国間のFDI審査に関する協力、情報共有、最低限の透明性を促進するものであり、各加盟国のFDI対策を調和させたり、既存の国内FDI審査規則を置き換えたりするものではない。オランダは、2020年12月4日に発効した外国直接投資実施法（*Uitvoeringswetsermingsverordening buitenlandse directe investeringen*）

により、FDI審査に関するEUのFDI枠組みを実施している。

5.2 クロスボーダー決済

オランダ中央銀行 (*De Nederlandsche Bank, DNB*) は、同行のミッションステートメントによると、安定した金融システム、すなわち安定した物価、堅固な金融機関の維持、適切に機能する決済振替に取り組んでいる。1994年対外金融関係法 (*Wet financiële betrekkingen buitenland 1994, Wfbb*) に基づき、DNBは特に、オランダとの間の国境を越えた決済の収支に関するデータを収集し、財務大臣に提供しなければならないこととなっている。Wfbbに従い、いわゆる特殊金融機関 (*bijzondere financiële instellingen*) を報告主体に指定することができる。

特別金融機関 (SFI) とは、オランダに所在し、非居住者が直接または間接的に所有し、非居住者との間で資金の受払いを目的または主要業務とする機関である。SFIの例は以下の通りである。

- 外国企業が支配する持株会社
- 通常、外資系グループ会社に融資を行い、自らも主に海外から融資を受けている金融会社
- 主に海外から印税を受け取る印税会社や映画・音楽著作権会社
- 他の外国企業に請求書を発行し、自らも主に外国企業から請求書を発行される再請求企業

SFIは設立後3週間以内にDNBに登録しなければならない。DNBは、SFIが報告主体として指定されるかどうかを評価する。

5.3 金融監督法

オランダの金融部門とその監督を規制する金融監督法 (*Wet op het financieel toezicht, Wft*) は2007年1月1日に発効した。Wftは、特に銀行、保険会社、投資会社、集団投資スキーム (投資会社およびユニット・トラスト) および金融サービス・プロバイダーの監督に関する規則を定めている。

監督に関しては、Wftは、(i) DNBが行う健全性監督と、(ii) オランダ金融市場庁 (*Autoriteit Financiële Markten*、*AFM*) が行う業務監督を区別している。AFMの役割は、米国のSECやドイツのBaFinに匹敵し、貯蓄、貸出、投資、保険市場の独立監督機関である。Wftの第4章は金融機関の監督に関するもので、消費者への情報提供 (透明性) や顧客に対する注意義務など、金融機関がサービスを提供する際に守らなければならない規則を定めている。健全性監督の目的は、金融事業者の財務の健全性を確保することであり、したがって健全性監督は金融機関の安定に寄与する。業務監督とは、秩序ある透明な市場プロセス、市場関係者間の誠実な関係、金融機関の顧客に対する良心的な対応に関わるものである。

5.4 マネーロンダリング

2018年7月25日、改正マネーロンダリングおよびテロ資金供与 (防止) 法 (*Wet ter voorkoming van witwassen en financieren van terrorisme*、*Wwft*) が発効した。Wwftの発効により、オランダは第4次マネーロンダリング指令 (*the Fourth Anti-Money Laundering Directive*、*AMLD4*) を国内法に移管した。2020年5月21日、犯罪行為の軽減を目的とする第5次マネーロンダリング指令 (*AMLD5*) が、Wwftの改正によりオランダ法に移管された。さらに、*AMLD5*を補足する第6次マネーロンダリング指令が2018年11月12日に公表されたが、まだオランダ法には移管されていない。

Wwftは、信用機関、金融機関、生命保険会社、投資会社、投資機関、金融サービス・プロバイダー、金融市場機関、信託事務所、会計士、税理士、弁護士、オランダ公証人、カジノ、クレジットカード販売会社、および1万ユーロ以上の現金による支払いが行われる範囲での商品取引を行う特定の自然人および法人などの機関に適用される。これは、法人と自然人の両方に適用される。

Wwftの目的は、オランダの金融システムの完全性を維持することを目的として、金融・経済犯罪、特にマネーロンダリングとテロ資金供与を防止し、撲滅することである。Wwftはルール・ベースではなくリスク・ベースのアプローチを採用しており、金融機関は個々の顧客や商品がもたらすリスクを独自に評価し、コンプライアンスに関してそのリスクに応じた努力を行う必要がある。Wwftの主な義務は (i) 顧客デュー・ディリジェンスの

実施と(ii)異常な取引の報告の2つである。

・顧客デュー・ディリジェンス

Wwftが適用される機関は、顧客および顧客の実質的所有者（いわゆるUBO）の身元を確認し、必要であれば、使用される資金の出所を特定する義務を負う。この検証は、取引が行われる前に行われなければならない。顧客デュー・ディリジェンスの程度は、特定の顧客、サービス、取引がもたらすリスクに適合させる必要がある。

・異常な取引の報告

通常の取引から乖離した内容の取引は、金融機関が取引を異常とみなす理由となり得る。金融機関は、このような異常な（提案された）取引を遅滞なくオランダ金融情報機構（FIU-the Netherlands）に報告する義務がある。マネーロンダリングまたはテロ資金供与の疑いがあるだけで十分である。

・UBOの登録

オランダ法に基づいて設立または設立された全ての会社、その他の法人およびパートナーシップは、UBO登録簿に最終受益者（UBO）を登録することが義務付けられている。UBO登録の導入は、第4次および第5次マネーロンダリング指令の実施の一環である。最終受益者とは、「会社またはその他の法人を最終的に所有または支配する自然人」と定義されている。UBO登録はオランダは、商工会議所が管理している。また、オランダは、信託および類似の法的構造のための別個のUBO登録の制度を設け、2022年10月1日に発効した。

6. 担保権

6.1 オランダにおける担保権の種類

オランダでは、担保は通常、資産に対する物的担保権という形で提供される。オランダ法の下で、資産に設定できる担保権には(i) 抵当権 (a right of mortgage) と(ii) 質権 (a right of pledge) の2種類がある。抵当権は、登記された財産（不動産、登記された船舶、航空機など）に対して設定することができる。一方、質権は、動産（棚卸資産、設備、商品など）、債権（売上債権、企業間債権、預金債権、保険金債権など）、登録株式、知的財産権に対して設定することができる。

オランダ法の担保権は、現在および将来の金銭債務を担保するためにのみ設定することができ、十分に識別可能で譲渡可能または譲受可能な資産に対してのみ設定することができる。譲渡担保（担保目的で資産の法的所有権を移転すること）はオランダ法では認められていない。

・ 登記された不動産に対する抵当権

抵当権は、オランダで登記された不動産、船舶および航空機に対して設定ことができ、オランダ公証人の前で認証される抵当権設定公正証書および関連する登記簿への登録によって設定される。

・ 債権に対する質権

債権に対する質権は、開示される場合と開示されない場合があり、質権者と質権者との間の質権設定契約書が必要となる。債権に対する質権の開示は、関連する債務者に通知する必要があり、通常、企業間債権、保険金債権、預金債権について設定される。債権に対する非開示質権の場合、質権設定契約が公正証書の形で締結されない限り、質権設定契約はオランダ税務当局に登録される必要がある。商業上の理由から、売上債権に対する質権は一般的に債務者に通知されず、したがって債権に対する非開示質権として設定される。

・ 動産に対する質権

動産に対する質権は、非所有質権 (non-possessory right of pledge) または所有質権 (possessory right of pledge) として設定することができ、質

権者と質権設定者との間の質権設定契約書によって設定される。非所有質権の場合、質権設定契約が公正証書として締結されない限り、質権設定契約はオランダ税務当局に登録される必要がある。所有権質権の場合、質権者（または質権者と質権設定者が選任し、質権者を代理する第三者）は動産を実効的かつ排他的に管理しなければならない、その管理は質権設定者と一緒に行うことはできない。

・登録株式に対する質権

オランダの非公開有限責任会社（*besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid* : BV）またはオランダの公開有限責任会社（*namloze vennootschap* : NV）の登録株式に対する質権は、オランダ公証人の前で認証される株式質権証書によって設定される。質権者は質権者としての権利を株式が質権設定されている会社に対して行使できるのは当該会社が質権設定の通知を受けた場合に限られるため、当該会社は通常、公正証書の当事者となる。

・知的財産権に対する質権

知的財産権に対する質権は、質権者と質権設定者との間の書面による質権設定契約、またはの前で執行される質権設定証書によって設定される。一般に、知的財産権または関連する権利に関する質権設定契約書は、証拠とするためにオランダ税務当局に登録される必要があり、ライセンスやドメインネームに関しては、この登録が質権が完全化するための要件となる。さらに、質権設定契約書（または場合により公正証書）は、関連する知的財産登録機関または.nlインターネット・ドメイン名登録機関、またはその両方（該当する場合）に登録されなければならない。各登録機関またはレジストラには、登録に関する独自の要件がある。

・保証およびその他の担保

親会社および／またはその（重要な）子会社による企業保証および連帯責任の宣言は、グループ・ファイナンスでは一般的であり、ファシリティ契約に含まれるのが一般的である。なお、保証の上限額に関する保証制限は、オランダでは一般的ではない。

6.2 担保権および保証の付与の制限

・ウルトラ・ヴィーレス／会社の利益

オランダ法では、(i)会社の目的条項の範囲内であること、(ii)会社にとって十分な企業利益があることを条件に、保証または担保の供与が認められている。オランダの会社が締結した法律行為は、それがウルトラ・ヴィーレスである場合（すなわち、会社の目的の範囲外である場合）には、破産時に会社または破産管財人によって無効とされる可能性がある。法律行為は、(i)その法律行為が会社の定款の目的条項によって明示的に認められておらず、これらの目的の実現に寄与し得ないものであり、(ii)相手方がこのことを認識していたか、独立した調査なしに認識し得るものであった場合に、ウルトラ・ヴィーレスとなり得る。特定の法律行為がウルトラ・ヴィーレスかどうかを判断するには、関連する全ての状況を考慮する必要がある。

・会社の権限と能力

BVまたはNVの株式に対する質権の設定に先立ち、その会社の定款が、その株式に対する質権の設定および株式に付随する議決権の譲渡を認めているかどうかを確認する必要がある。さらに、定款に株式譲渡制限が含まれている場合もある。さらに、定款によっては、株式質権の設定には、株式に付された議決権の（条件付）譲渡を承認する会社の株主決議が必要となる場合もある。

・労働者評議会

労働者50人以上のオランダ企業には、労働者評議会の設置が義務付けられている。労働者評議会が設置されている場合、オランダ労働者評議会法（*Wet op de ondernemingsraden*）に記載されている取引（会社の支配権の変更、重要な借入金に基づく借入、重要な借入金に対する担保の供与など（ただし、担保の供与が通常の事業の過程で行われる場合を除く））に関する特定の重要な決定については、労働者評議会の事前の助言を得る必要がある。

・金融支援

オランダ法では、NVは、（第三者またはNV自身による）自己資本の株式の引受けまたは取得を目的として、担保を提供したり、価格保証を行ったり、その他（連帯してまたはその他の方法で）自らを拘束することはでき

ない。また、NVは、NVの経営委員会がNVの株主総会の事前の承認を得た上で決議し、かつ以下の条件が満たされる場合を除き、前述の目的のために融資を行うことはできない。

- (i) 会社が受け取る利子および会社に提供される担保を含む貸付けは、公正な市場条件で提供されていること
- (ii) 自己資本から貸付金額を差し引いた額が、払込済み資本および払込済み資本に、法律または定款に従って維持しなければならない準備金を加えた額を下回らないこと
- (iii) 第三者、または複数当事者間取引の場合は各当事者の信用度が慎重に調査されていること
- (iv) 貸付けが、会社の発行済み資本の増加または会社が自己資本で保有する株式の取得を目的とした株式の引き受けを目的として行われる場合、株式の引き受けまたは取得が行われる価格は公正であること

金融支援の禁止は、オランダのBVを含むNVの全ての（オランダまたは外国の）子会社にも適用されるが、BVに関する金融支援の禁止は、2012年10月1日のオランダのBVに適用される規則の簡素化および柔軟化に関する法律（*Wet vereenvoudiging en flexibilisering van het bv-recht*）の発効により廃止された。金融支援の禁止に違反して付与された担保権、保証および融資は無効とみなされる。

・パウリアナ訴権

個人または法人が行った法律行為（保証や担保権の付与など）は、以下の各要件を満たす場合、債権者（会社の破産の場合は破産管財人）の申出により無効にすることができる。(a) 当該法律行為が法的義務を負うことなく行われたこと、(b) 当該法律行為を行った者および他の当事者が、当該法律行為が現在および将来の債権者の求償可能性に悪影響を及ぼすことを知っていたか、または知るべきであったこと、(c) 当該法律行為が、当該法律行為を行った者の債権者の求償可能性を侵害するものであったこと。

・パラレルデッド

オランダでは、被担保債務の債権者でない者のために質権を有効に設定することはできないというのが一般的な見解である。したがって、オランダ法の担保が担保代理人によって保有される場合、「パラレルデッド」が設定され、各債務者は、追加的かつ別個の義務として、ローン文書に基づく

融資当事者への未払金額と同額を担保代理人（貸主の代理人としてではなく、自己の名義で）に支払うことを約束する。その後、自己の債権（すなわち並行債務）の支払いの担保として、オランダ法の担保権が担保代理人のみ（他のローン当事者の名義でもない）の名義で設定される。

6.3 担保権の行使

オランダ法では、債務者が被担保債務の履行遅滞に陥った場合、オランダの管轄裁判所が認可した競売または私的売却によって担保権を行使することができ、質権の場合は質権者が質権を行使する権利を得た後に質権者と質権設定者の間で合意された私的売却によっても行使することができる。抵当権者または質権者は、弁済期が到来した被担保債務を充足するために、強制執行による収入を充当することができる。

7. 労働法

7.1 労働契約の種類

・労働契約

労働契約とは、労働者が一定期間、報酬の支払を条件として、使用者のために労働を提供ことを約束する契約、と定義することができる。労働契約は、労働、賃金、指揮命令権という3つの要素が揃った時点で成立する。裁判所は、ある関係が労働契約とみなされるかどうかを判断する際、契約締結時に両当事者が何を意図し、その後（口頭または書面で）何を合意したかを考慮するだけでなく、（おそらくこれが最も重要であるが）両当事者が実際にどのように行動したかを考慮する。裁判所は、関連する全ての事実と状況を考慮する。

通常、オランダの会社の労働者で多いのは期間の定めのない労働契約を結んでいる労働者である。一方、一定の期間が定められた労働契約を結んでいる労働者からなる、より柔軟な契約に基づく労働者も存在している。他方で、これら2種類の労働契約とは別に、会社の性質や遂行される事業活動に応じて、使用者はオンコール契約や派遣契約、すなわち派遣会社に雇用され、派遣会社を通じて雇用される者により、より柔軟な雇用形態を利用することができる。オランダ労働法の規定は、これらの雇用関係に関して規定している。

・労働契約と業務委託契約

業務委託契約とは、独立した請負業者（すなわち、コンサルタントまたはサービス提供者）が、労働契約に基づくもの以外に、事業主のために業務を遂行することに同意する契約と定義できる。両者の主な相違点は以下の通りである。

労働者	独立請負人
指示、権限、監督に従う	一般的な性質の指示にのみ従う
起業に伴うリスクなし	起業に伴うリスクあり
不平等な関係	対等な関係
強行的な労働法および/またはCLA規制が適用される	付随的な法的規制を除いては、契約は自由
賃金税および社会保険料	付加価値税

主な違いは、労働契約には存在し、業務委託契約には存在しない支配関係（指示権限）である。会社が業務委託契約を締結する際に、負う最も重大なリスクとしては、実態としては、独立請負人が会社の直接的な支配（または権限）に服するため、その関係が実際には労働契約であるとされるということがあげられる。当該業務委託契約が労働契約に分類された場合、会社は（遡及的に）給与税および社会保険料に加えて、罰金、違約金および／または利息の支払義務を負うことになる可能性がある。さらに、労働法の強行規定が（遡及的に）適用されるということになる。

7.2 個人の労働契約の条件

・最低賃金

労働者の法定最低賃金は尊重されなければならないが、両当事者は給与について自由に交渉することができる。法定最低賃金の水準は年齢によって異なり、年2回、生活費指数に合わせて調整される（2023年1月1日現在、21歳以上の労働者に関して、8%の休日手当を除き、月額総額1,934.40ユーロ）。

給与に加え、労働者には年俸総額の8%に相当する法定休日手当が支給される（通常、年1回、5月または6月に過去12カ月分を支払う）。年俸が年間最低賃金の3倍を超える場合、書面による合意があれば、法定休日手当は年俸総額に含まれるとみなすことができる。

労働協約（CLA）が適用される場合、原則としてCLAにおいて給与と定期昇給につき規定する。会社は、労働協約がいわゆるminimum-CLAであり、その逸脱が労働者に利益をもたらす場合に限り、適用される労働協約に含まれる規定から逸脱することができる。労働協約の詳細については7.4を参照されたい。

・労働時間

労働時間法（*Arbeidstijdenwet*）は、労働者に許される労働時間数の大枠を定めている。ただし、連続する4週間の平均労働時間は週55時間を超えてはならず、連続する16週間の平均労働時間は週48時間を超えてはならない。

(日曜日や夜間の労働に関する) 追加の規定は、労働時間に関する法律に記載されている。最長労働時間および最低休息时间に関する法定ルールは、労働者の給与が休日手当を含む最低賃金の3倍を超える場合には適用されない。

・通知期間

使用者が遵守すべき法定通知期間は雇用期間によって異なり、以下の通りである。

勤続年数	通知期間
0～5年	1ヶ月
5～10年	2ヶ月
10～15年	3ヶ月
15年以上	4ヶ月

一方で、労働者が遵守すべき法定通知期間は常に1ヶ月である。契約当事者は一定の条件の下で、労働者の通知期間が6ヶ月を超えないこと、使用者の通知期間が労働者の通知期間の2倍であるという厳しい条件の下で、書面で異なる通知期間について自由に合意することができる。法定規定に反する通知期間は無効となる。労働者にとってより有利であり、労働者がそのように主張する場合は、法定通知期間が適用される。

・有給休暇と祝祭日

法定法では、(平均最大) 週40時間労働、週5日勤務の場合、労働者は少なくとも年間20日の有給休暇を取得する権利がある。オランダの使用者は、フルタイムの雇用に基づき、平均して年間約25日の休暇を提供する傾向にある。

有給休暇に加え、原則として祝祭日についても労働日と重なる範囲で休暇が認められる。オランダの祝祭日は以下の通りである。

- 新年 (New Year's Day)
- 復活祭の月曜日 (Easter Monday)
- 国王誕生日 (King's Day)
- 解放記念日 (Liberation Day)
- キリスト昇天祭 (Ascension Day)

- 聖霊降臨祭（Whit Monday）
- クリスマス（Christmas Day）
- クリスマスの2日目（Boxing Day）

・試用期間

労働契約の当事者は、試用期間について合意することができる。有効な試用期間とするためには、試用期間を書面で定め、両当事者にとって平等でなければならない。試用期間中、労働契約は通知により即時終了させることができる。試用期間の長さは労働契約の期間の長さに関連し、最長で、以下の通りである。

労働契約の期間	最長の試用期間
期間が6ヶ月を超えて2年未満である場合	1ヶ月
期間が2年以上の場合	2ヶ月
具体的な終了日が定められていない一定期間の場合（プロジェクトベースなど）	1ヶ月
期間の定めがない場合	2ヶ月

・病気／就労不能

病気その他で就労不能となった場合、使用者は最長104週間、労働者の給与の（一部の）支払いを継続する法的義務を負う。病気期間中の最低支払額は、法定上限を超えない限り、労働者の給与の70%である。多くの使用者は、発病から最初の52週間は実際の給与の100%を支払い、その後の52週間は給与の70%を支払い続ける。これらの給与支払いに関して、疾病休業保険に加入することも可能である。

・競業避止

競業避止義務が有効なものとなるためには書面で締結される必要があり、そのような条項によって保護される使用者の利益と比較して、その条項が労働者の能力や経験に見合った仕事を受け入れることを不当に制限しているという理由で、裁判所によって期間や範囲が制限されたり、取り消されたりする可能性がある。ただし、競業避止条項を盛り込む必要がある実質的な会社／事業上の利益があることを説明する書面が含まれる場合はこの限りでない。

・フリンジ・ベネフィット

会社は、有給休暇の追加、従業員貯蓄制度、年金制度への拠出、社用車、（純）経費手当、ストック・オプションやその他のインセンティブ・プラン、補足的な健康保険への拠出、追加的な障害保険への加入、ボーナスなどの変動報酬制度など、さまざまなフリンジ・ベネフィットを利用して人材を惹きつけ、維持することができる。

7.3 雇用の終了

・個人労働契約の終了

個々の労働契約は、以下の方法で使用者が終了させることができる。

- (i) 試用期間中は、（書面による確認を除いて）いかなる手続きも必要ない
- (ii) 従業員保険機関（*Uitvoeringsinstituut Werknemersverzekeringen*またはUWV）の事前の許可を得た後、通知期間を遵守した書面による解雇通知によって
- (iii) 裁判所によって
- (iv) 即時の解任によって
- (v) 双方の合意による場合
- (vi) 労働者の同意がある場合

・ Re (ii)： UWVの許可後の解雇通知

UWVは、関連する全ての事実と状況を考慮した上で、解雇の正当な理由（または根拠）があると確信した場合にのみ、労働契約の解除を認める。UWVの手続きは、原則として、以下に具体的に列挙された理由に基づいてのみ開始することができる。

- ・ 会社の経済的理由による解雇
- ・ 長期疾病、すなわち2年を超える疾病で、今後26週間以内に回復する見込みがなく、この期間内に労働者が適応した方法で職務を遂行できる見込みがない場合

・ Re (iii)： 裁判所の命令

労働契約の当事者は、裁判所に労働契約の解除を求める申立てをすること

ができる。裁判所が有効な解約事由があると認めれば、労働契約は終了する。裁判所による解除は、以下の具体的に列挙された法定（合理的）理由によつてのみ可能である。

- 労働者の病気またはその他の障害により、会社の運営に受け入れがたい結果をもたらすため、継続的に業務に支障をきたす場合
- 労働者の病気や障害によるもの以外で、労働者が職務を遂行できない場合
- 使用者が雇用関係を継続させることを合理的に期待できないほどの、重大な不品行がある場合
- 重大な良心的拒否により、労働者が職務の遂行を拒否したことがある場合
- 雇用関係が損なわれた場合
- その他、使用者が雇用関係を継続することを合理的に期待できない性質の理由がある場合
- 上記のうち2つ以上の事由が重なった場合

• **Re (iv):** 即時解雇

オランダ民法において、労働契約を無償で直ちに終了させることができる「緊急の正当な理由」の例が示されている。使用者にとっての「緊急の正当な理由」とは、労働者に起因する作為・不作為または状況であり、使用者がこれ以上労働契約を継続することを合理的に期待できない状況をもたらすものである。使用者が即時解雇を正当化する「緊急の正当な理由」を認識した場合には、できるだけ早く労働者に通知しなければならない。また、労働者にはその理由（主張）に反論する機会が与えられなければならない。労働者に多大な影響（雇用の喪失、失業手当の受給資格の喪失）を及ぼすため、裁判所はこのような即時解雇を認めたがらない傾向にある。したがって、即時解雇をしようとする場合には、事前に法的助言を得ることを強く勧める。

• **Re(v):** 双方の合意により

労働契約は、双方の合意によつて終了させることもできる。法律上の義務はないものの、かかる合意は、両当事者が解雇（の条件）に合意し、未解決の問題を全て解決することを記載した書面（和解または解雇合意書）でなされることが望ましい。なお、労働者は、和解契約または解雇契約に署名してから14日以内であれば、理由を説明することなく、和解合意または解雇合意を書面により解除する権利を有する。

・ Re(vi): 労働者の同意がある場合

双方の合意の代わりに、使用者は労働者の書面による明確な同意があれば労働契約を終了させることができる。なお、この場合であっても、労働者は解雇日から14日以内であれば、理由なく同意を撤回することができる。

・ 解雇時の金銭補償

オランダ法では、雇用が終了した場合、退職補償を受ける法的権利が存在する。この退職補償は「移行補償」と呼ばれ、労働契約が終了した場合に使用者が支払うものである。労働契約の終了方法は問わないが、労働者本人が書面による解雇通告によって終了する場合、または双方合意の上で終了する場合、労働者は原則として法定移行補償を請求する権利はない。法定移行補償金は、雇用期間全体にわたって計算した雇用年数ごとに、月額給与総額（その他の一定の報酬要素を含む）の3分の1である。さらに、使用者に重大な過失があったと見なされる場合、裁判所は追加補償を認めることができる。

・ 集団解雇

3カ月以内に少なくとも20人の労働者の解雇を希望する使用者は、(i) 解雇の意図をUWVと労働組合の双方に通知し、(ii) 解雇する労働者のリストと解雇理由をUWVに提出しなければならない。通知を受け取ったUWVは、必要な情報が全て提出され、労働者評議会および労働組合（いずれの場合も該当する範囲内）に通知されたかどうかを判断する。この場合、通常1カ月の期間が設けられ、その間、UWVは、集団解雇（組織再編）に関連して労働契約を終了させる許可を求める使用者側の個別の要請を考慮することはできない。解雇が間近に迫っていることを労働組合およびUWVに通知・相談した後、使用者はUWVに対し、個別のケースごとに労働契約解除の許可を求めることができる。大量解雇が提案された場合、労働者に一定の解雇手当を支給するソーシャルプランを設定するのが一般的である。

・ 業務執行取締役の解雇

定款に別段の定めがない限り、NVまたはBVの取締役会のメンバー（業務執行取締役）は、会社の総会によって選任・解任される。なお、株主総会による業務執行取締役の解任には、遵守しなければならない特定の（法定の）手続きがある。これらの（形式的な）規定を厳格に守らなかった場合、株主総会決議は無効となる。

業務執行取締役（業務執行取締役としての資格において）が株主総会の決議によって解任された場合、労働契約の終了が法的に禁止されているか、当事者が別段の合意をした場合を除き、労働契約は自動的に終了する。したがって、「労働者」の場合とは異なり、事前のUWVや裁判手続きは必要ない。

・法定年金受給年齢に達したことによる、または達した後の解雇

当事者間で別段の合意がない限り、使用者は労働者が契約上または法定上の年金受給年齢に達した後、労働契約を終了させることができる。法定年金受給年齢とは、労働者が老齢年金給付を受ける権利を有するようになる日のことである。解雇は書面による解雇通知によって行わなければならない。その際、適用される契約上または法律上の予告期間を遵守しなければならない。法定年金受給年齢に達した労働者、または既に法定年金受給年齢を過ぎている労働者が解雇された場合、移行補償は発生しない。労働者が法定年金受給年齢に達したために労働契約が終了または延長されない場合、法定移行補償は支払われない。

7.4 労働協約(CLA)および労働組合

法定規則に加えて使用者と労働者の雇用関係には労働協約（CLA）が適用される場合がある。CLAとは、一方では1つまたは複数の会社（すなわち使用者）または使用者団体と、他方では1つまたは複数の（労働者の）労働組合との間で締結される協約であり、労働契約に関して遵守すべき雇用条件に専らまたは主に関わるものである。このような雇用条件の例としては、給与、労働時間、有給休暇、時間外手当などがある。労働協約には、労働契約の締結・終了、就学、解雇、（集団）解雇の際の労働組合との交渉に関する規定が含まれることも珍しくない。労働協約の適用可否は、労働契約に適用される規制に大きな影響を与える可能性がある。労働契約に関する規定に加え、特定のプロジェクト（労働者の常時就学、エンプロイアビリティなど）のために設立された財団に、使用者が拠出金を支払う義務を負う規定もある。

CLAの適用可否は、会社がCLAの適用範囲に該当するかどうか、該当する場合、会社が(i)本CLAの契約当事者である使用者団体のメンバーであるかどうか、または(ii)CLAが一般的に適用されると宣言されているかどうかによって決まる。

7.5 (欧州) 労働者評議会法

オランダでは、労働者の参加と共同決定が強い伝統を持っている。労働者の参加と共同決定が制度化され始めた第二次世界大戦以降、労働者評議会（および労働者代表機関）は着実に現在の形に発展し、労働者の利益を保護することを目的として、特に労働者に企業経営への一定レベルの参加を提供している。

・労働者評議会 (*Works council*)

原則として、事業所内で働く労働者が50人以上の会社は、労働者評議会を設置しなければならない。労働者代表委員会と同様、労働者評議会は労働者の代表機関であり、労働者を雇用する会社の経営への一定レベルの参加を保証し、労働者の利益を保護するために設立される。会社によって行われる特定の意図された決定に関して、労働者評議会は事前の助言を行う権利を有する。会社における社会政策に関連し、個々の労働者には関係しないが労働者全体に関係する政策／取り決め／制度（年金制度、報酬制度、労働時間の取り決めなど）に関するその他の具体的に列挙された意図的な決定には、労働者評議会の事前承認が必要である。

・労働者代表委員会 (*Employee representative body*)

しかし、労働者数が10人以上50人未満の事業で働く者の過半数が労働者代表委員会の設立を要請した場合には、労働者代表委員会が存在しない限り、会社はこの要請に従わなければならない。例えば、会社（または事業）は、勤務する者の少なくとも25%の雇用喪失につながる可能性のある意図的な決定に関して、労働者代表委員会に事前の助言を行う機会を提供する必要がある。さらに、労働者代表委員会は、方針／制度／取り決め（労働時間や休憩時間など）に関する特定の意図的な決定に関して、事前承認の権利を有する。

・労働者ミーティング

労働者評議会または労働者代表委員会が存在しない場合、労働者数が10名以上50名未満の会社は、労働者に対し、毎年2回、経営陣と面談する機会を与える義務がある。このような労働者ミーティングには、上述の労働者代表委員会と同じように助言を与える権利がある。

・ 欧州労使協議会

最後に、共同体規模の事業および共同体規模の事業グループは、国境を越えた問題について事業の欧州労働者に情報を提供し、協議する目的で、欧州労使協議会を設置する義務があることを指摘しておく。共同体規模の事業とは、「過去2年間に、EU加盟国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドの少なくとも2カ国に平均150人以上の労働者を有し、共同体規模の事業グループに属さない限り、EU加盟国を合わせた平均労働者数が1,000人以上の事業」と定義される。

8. 社会保障と年金

8.1 社会保障

オランダの社会保障負担は、一般老齢年金法のようないわゆる国民社会保険制度（オランダ居住者全員が強制加入となる）と、障害者給付法のような従業員保険制度（オランダで雇用された場合に強制加入となる）に分けられる。従業員保険制度は、使用者拠出金と従業員拠出金の両方から構成されている（ただし、ここ数年、従業員拠出金は0となっている。）。

		使用者	労働者
ソーシャルセキュリティシステム	国民社会保険 ("volks- verzekeringen")	給与総額から賃金税（社会保険料は賃金税に含まれる）を控除して支払う	直接支払いはしない。賃金税（社会保険料を含む）は使用者が給与総額から控除する。
	従業員保険 ("werknemers- verzekeringen")	拠出金を支払い、その一部（該当する場合は従業員拠出金）は給与総額から控除される。使用者負担分と従業員負担分の両方が税務当局に納付される。	直接支払いはしない。従業員保険料は、使用者が給与総額から控除する。

8.2 年金制度

年金制度は、(i) 公的年金 (AOW)、(ii) 使用者と労働者の間で合意された付加年金給付 (強制的な業界全体の年金基金または任意 (集団) 年金制度に従う)、(iii) 個人が加入する個人保険、の3つの柱から成る。第2および第3の柱は、該当する場合、AOW給付を補完するものである。AOW給付は、法定年金受給年齢に達したオランダ居住者全てに適用される。

・強制参加

特定の産業分野では、業界全体の年金基金への加入が義務付けられている。当該業界において事業を行う使用者は、それぞれの年金基金に加入することが義務付けられている。そうでない場合は、原則として、年金制度への拠出はおろか、労働者に年金制度への加入を勧める義務もない。

・スキームの種類

年金給付の財源にはいくつかの方法がある。主な制度は確定給付制度 (平均給与基準方式と最終給与基準方式にさらに分けられる)、確定拠出制度、併用制度である。

・確定給付制度

確定給付制度では、加入者は年金制度に加入するごとに年金を積み立てていく。これは、その年の年金額の一定割合 (多くは1.75%) である。平均給与基準方式では、最終的な年金額はキャリアの中で得た給与によって決まる。この場合、昇給は将来の年金発生にのみ影響する。一方、最終賃金基準方式においては、最後に得た給与が常に基準として用いられる。この場合、昇給のたびに、すでに発生している年金は新しい年金の基準まで引き上げられる。これをバックサービス・アップと呼ばれている。したがって、最終給与基準方式の下での最終的な年金結果は、キャリアにおける給与の伸びには左右されず、最終的に得た給与 (最終給与) のみに基づく。また、確定給付制度では、使用者が一定の年金を保証することになる。すなわち、運用リスクは使用者が負い、預託された保険料の運用収益が不十分な場合、その結果生じる赤字は使用者の責任となる。年金保険料の最終的な運用収益については使用者が責任を負うという点を考えると、このタイプの年金制度は使用者にとって比較的割高といえるだろう。

・確定拠出制度

確定拠出制度には、あらかじめ明確に決められた年金給付がない中で、年金保険料を支払う制度である。この保険料は、労働者の在職中変わらないこともあれば、労働者の年齢が上がるにつれて上がることもある。保険料は通常、年金額に対する割合であり、通常は投資されるので、年金ポットの最終的な金額は投資次第で決まる。退職後、労働者は年金ポットの残高から年金給付を得られる。確定拠出制度では、使用者は一定の年金を保証するわけではなく、単に年金保険料を支払うことに同意するだけである。最終的な年金受給権は、払い込まれた年金保険料全体の運用収益に左右される。そのため、運用リスクは労働者にあるので、使用者にとってこのタイプの年金制度はますます人気が高まっている。

・併用制度

併用制度では、2つの制度が併用されている。例えば、労働者は最終給与基準方式または平均給与基準方式に従って一定の給与水準まで年金を積み立て、それ以上は確定拠出制度が適用されるというものがある。

・年金受給年齢

2013年まで、オランダの法定年金受給年齢は65歳だった。2013年、政府は平均寿命の伸びを考慮し、年金受給年齢を引き上げることを決定した。現行法によれば、引き上げは以下の通りである。

年	増加月数	年金受給年齢 (AOW-gerechtigde leeftijd)	関係する人々
2017	3	65歳9カ月	1951年6月30日 以降1952年4月1 日以前に生まれ た人々
2018	3	66歳	1952年3月31日 以降1953年1月1 日以前に生まれ た人々

2019	4	66歳4カ月	1952年12月31日 以降1953年9月1 日以前に生まれ た人々
2020	0	66歳4カ月	1953年8月31日 以降1954年9月1 日以前に生まれ た人々
2021	0	66歳4カ月	1954年8月31日 以降1955年9月1 日以前に生まれ た人々
2022	3	66歳7カ月	1955年8月31日 以降1956年6月1 日以前に生まれ た人々
2023	3	66歳10カ月	1956年5月31日 以降1957年3月1 日以前に生まれ た人々
2024	2	67歳	1957年2月28日 以降1958年1月1 日以前に生まれ た人々
2025	0	67歳	1957年12月31日 以降1959年1月1 日以前に生まれ た人々
2026	0	67歳	1958年12月31日 以降1960年1月1 日以前に生まれ た人々

2025年以降、年金支給開始年齢は平均余命に連動する予定である。

9. 商事契約

9.1 オランダの契約法

オランダ法の下では、契約は一方の当事者による申込みと他方の当事者による申込みの承諾によって締結される。原則として、契約の締結は、形式に関するいかなる法的要件にも拘束されない。つまり、契約はどのような言語でも可能であり、書面でも口頭でも成立する。しかし、場合によっては、特定の法的形式が規定されることもある。

両当事者は、オランダ法の強行規定、公序良俗に反しないことを条件に、契約に盛り込む条項について合意することができる。オランダの強行規定、公序良俗に反するとみなされる契約条項は無効となる。

契約は、当事者によって明示的に合意された効果や結果だけでなく、契約の性質に応じて、法律、慣習、または信義誠実の原則 (*redelijkheid en billijkheid*) によって適用される効果や結果も有する。信義誠実の原則は、契約の当事者が相手方の利益を考慮することを要求する。全ての契約は、これらの原則に沿って解釈されなければならない。例外的な状況においては、信義誠実の原則により、当事者が契約上の条項に依拠し履行することを妨げることができる (信義誠実の原則の制限効果)。また、契約内容に空白が存在する場合にも、契約内容を補完するために信義誠実の原則を発動することができる (信義誠実の原則の補完効果)。

契約条項を解釈する際には、原則として、契約書の文言だけでなく、当事者が何を意図し、互いに何を合理的に期待し得たかも考慮しなければならない (いわゆる *Haviltex standard*)。しかし、事案の状況や契約の性質によっては、契約条項の文言が決定的な意味を持つ場合もある (いわゆる *CAO standard*)。

9.2 一般条件

一般条件 (*algemene voorwaarden*) は、多くの場合、商事契約に適用される。オランダ民法Part 6.5.3には、一般約款に特に適用される規定が含まれている。オランダ民法のSection 6:231は、一般約款を、サービスの中核を

定義する約款を除き、多くの契約に含まれることを目的として作成された1つまたは複数の約款と定義している。原則として、一般約款は、契約締結前または最終的に契約締結時に当事者がその適用について合意した場合にのみ適用される。原則として、一般約款の利用者は、その時点で相手方に一般約款の写しを提出しなければならない。

オランダ民法Part 6.5.3には、会社によって適用される一般条件における不合理に負担のかかる条項に対する消費者の保護に関するいくつかの規定が含まれている。いわゆるブラックリスト（オランダ民法Section 6:236）に記載されている一般条項は、消費者に対して不合理に負担を強いるものであり、したがって無効である。一方で、いわゆるグレーリスト（オランダ民法Section 6:237）に記載されている一般条件は、消費者に対して不合理な負担を強いるものと推定される。この推定は反証可能であり、一般条件の利用者は、当該一般条件が所定の状況において不合理に負担を強いるものではないことを証明することができる。

オランダ民法Section 6:247は、以下の特定の状況におけるオランダ民法Part 6.5.3の適用可能性に関する国際私法の規則を規定している。

- (a) 当事者双方が職業を営んでいるか、または事業を営んでおり、双方がオランダに所在している場合：契約準拠法にかかわらず、オランダ民法 Part 6.5.3が適用される。
- (b) 当事者双方が職業を営んでいるか、または事業を営んでおり、かつ当事者の一方がオランダに所在していない場合：契約準拠法にかかわらず、オランダ民法Part 6.5.3は適用されない。
- (c) 相手方当事者がオランダに所在している消費者である場合：契約の準拠法にかかわらず、オランダ民法Part 6.5.3が適用される。

9.3 代理店契約

代理店契約 (*agentuurovereenkomst*) とは、一方の当事者（商事代理人）が、他方の当事者（本人）のために、本人と第三者との間の契約締結の仲介者として、一定期間または無期限で、報酬を得て行為する契約である。商事代理人は自然人でも会社でもよい。商事代理人は、常に、自己のためにはなく、本人の責任と危険のために、本人の名において行動する。商

業エージェントは、本人に雇用されておらず、本人と商業エージェントの間に権限関係はない。代理店契約として適格であるためには、元本と商事代理人との関係は、付随的な性質のものであってはならない。

オランダ民法には、代理店契約に関する様々な具体的な義務規定が含まれており、特に契約の終了に関連して、遵守すべき最低通知期間や、法定最低通知期間を遵守せずに代理店契約が終了した場合の損害賠償義務などが定められている。

なお、代理店契約には競争を制限する条項が含まれている可能性があり、それらはオランダまたは欧州の競争法で禁止される場合がある。

9.4 販売店契約

販売店契約の下では、販売店はサプライヤーから商品を購入し、自己の名で、自己の責任と危険のために、これらの商品を第三者に再販する。

販売店契約は、特定の法的規定によって支配されるものではなく、オランダ契約法の一般規則が適用されることを意味する。したがって、両当事者は原則として、オランダ法、公序良俗の強行規定に反しない限り、両当事者の関係を規定する条件について自由に合意することができる。当事者は、販売店契約を解除する方法および条件、並びに、そのような解除の結果について合意することができる。判例によれば、信義誠実の原則から、販売店契約に解除に関する規定が含まれていない場合、原則として、合理的な通知期間を遵守しながら契約を解除することができ、特別な事情がある場合には、追加的な損害賠償を支払うことになる。

販売店契約における条項は、競争を制限するという理由から、オランダおよび欧州の競争法で禁止されている場合がある。

9.5 フランチャイズ

フランチャイズ契約とは、一方の当事者であるフランチャイザーが、他方の当事者であるフランチャイジーに対し、フランチャイザーの実績ある事業コンセプトを用いて特定の商品やサービスを販売する権利を付与する契

約である。通常、フランチャイジーは、ロイヤルティやその他の支払いと引き換えに、商号、商標、ノウハウなどフランチャイザーが保有する特定の知的財産権を使用する権利を有する。

フランチャイズ契約は、**2021年1月1日**に施行されたオランダ・フランチャイズ法に準拠する。フランチャイズ法はフランチャイズ契約を、フランチャイザーがフランチャイジーに権利を付与し、フランチャイジーに対価を支払ってフランチャイザーが指定する方法で商品の製造、販売またはサービスの提供のためにフランチャイズ方式を利用する義務を課す契約と定義している。フランチャイズ法の基本原則は、フランチャイザーとフランチャイジーが、互いに善良なフランチャイザーと善良なフランチャイジーとして振る舞うことである。フランチャイズ法の重要な規定は以下の通りである。

- フランチャイザーは、契約前の段階とフランチャイズ契約期間中の両方において、フランチャイジーに一定の情報を提供する義務を負う。
- フランチャイジーの立場に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性のあるフランチャイズ契約またはフランチャイズ方式の変更には、フランチャイジーの同意が必要である。
- フランチャイザーがフランチャイジーに対し、フランチャイジーによるフランチャイズ方式の運用に関して、フランチャイズ方式の性質と範囲に関連して合理的に期待される支援、商業的および技術的サポートを提供する義務がある。
- フランチャイズ契約の終了時に支払われる営業権の支払いに適用される特定の規則がある。
- フランチャイズ契約に含まれる競業避止条項に適用される特定の制限がある。

フランチャイズ法は、フランチャイジーがオランダを拠点とする全てのフランチャイズ契約に適用される強行法規である。フランチャイズ法に準拠していない契約上の営業権および競業避止条項は、フランチャイズ契約の準拠法にかかわらず無効である。

フランチャイザーとフランチャイジー間の特定の取り決めは、オランダおよび欧州の競争法によって禁止される場合がある。

10. 訴訟および紛争解決

10.1 司法制度の構造

オランダの法制度は、**civil law**に基づいている。オランダ民法とオランダ民事訴訟法には、最も重要な規定が含まれている。

オランダの司法制度には3つの民事裁判所がある。

- (i) 民事事件の第一審は11つの地方裁判所のいずれかに提起され、通常は1人の裁判官が担当する。もっとも、複雑な案件は3人の裁判官からなる合議体に付託されることが多い。
- (ii) 当事者は、4つの控訴裁判所のいずれかに控訴を提起することができる。控訴審では常に3人の裁判官からなる合議体によって審理される。
- (iii) 最高裁判所 (*Hoge Raad*) はオランダの最高裁判所であり、下級裁判所の判決を審査する。最高裁判所は、原則として提起された全ての判決を評価することが義務付けられているが、根拠がないことが明白であると判断された場合は、説明なしに却下することができる。

司法制度に関して2つ特筆すべき点がある。

- (i) 商事部 (*Ondernemingskamer*) は、不正やそれに類似する企業紛争における第一審裁判所として、また特定の企業紛争における控訴裁判所としてとして機能する。商事部は5人の裁判官で構成され、うち3人は司法関係者、2人は専門知識を有する裁判官以外の者である。
- (ii) オランダ商事裁判所 (*NCC*) は、**NCC**地方裁判所と**NCC**控訴裁判所で構成される比較的新しい国際商事会議所であり、(国際的な)当事者が複雑な国際商取引に関する紛争を解決することができる。**NCC**は、複雑な商事問題の解決に特化した能力と経験を持つ裁判官を擁している。**NCC**での審理は全て英語で行われる。すなわち、全ての法廷文書、訴訟関連の連絡、判決そのものが英語で行われる。当事者は、**NCC**が訴訟手続を行うことに明確に同意しなければならない。一般約款に記載された裁判地選択条項では不十分である。

・ 弁護人による法廷代理

民事裁判の手続きにおいては、原則として、オランダ弁護士会に認定されている弁護士が当事者を代理する必要がある。その裁判が一人の裁判官が裁判長を務める小地区裁判所（**subdistrict court**）で審理される場合、またその他いくつかの特別な事情がある場合には、弁護士による代理は要求されないものの、いずれにせよ代理が選択されることが多い。EU法の下では、外国の欧州弁護士は一定の条件の下で、オランダの裁判所で依頼者を代理することができる。

10.2 法的手続き

オランダにおける法的手続きは書面で処理されることが大半である。原告が主張する請求は召喚状（**the writ of summons**）に詳細に記載される。その後、被告が追加で反訴を主張することができる答弁書が提出され、裁判所は当事者に出廷を命じる。この審問の目的は、当事者から追加情報を入手し、友好的な和解の実現を目指すことである。

当事者は、訴訟手続を通じて追加の証拠書類を提出することができる。複雑な事件の場合、裁判所は第2回書面審理（答弁書と再反論書）を許可または義務付けることができる。

中間判決では、裁判所は当事者に証拠の提出、専門家の選任、証人尋問や現場検証を要求することができる。証人尋問がすでに行われている場合、相手方当事者は反対尋問で証人の意見を聞く機会が与えられる。

事件が裁判所に提訴された後、各当事者は中間訴訟を開始するか、差止命令による救済を請求するかを選択することができる。管轄権がないことに関する申し立て、文書またはその写しの審査、第三者の請求、参加および介入の要求、事件の付託および統合、訴訟費用の担保の提出などは、中間訴訟の一例である。

10.3 差止救済および略式手続き

差止命令による救済を緊急に必要とする当事者は、略式手続を開始することができる。利用できる差止命令は多岐にわたる。略式手続において、裁

判所は、差止命令を解除したり、裁判所命令の履行を停止したりする権限を有する。また、著作権を侵害する商品の流通を禁止したり、判決の執行を禁じたり、労働者のストライキ権を行使させたりすることも可能である。さらに、裁判所は当事者に特定の履行を命じることもできる。金銭の支払差止は、被告がその金額を支払う義務がある可能性が十分に高く、本案訴訟において裁判所が異なる判決を下した場合に原告がその金額を返還できなくなるおそれがない場合に考えられる。

略式手続きは通常の手続きよりもかなり迅速である。決定は、審理が行われてから2週間後に下される。

略式手続き後（または略式手続きと同時に）、当事者のいずれかが本案に関する手続きを開始することができる（略式手続きは単なる暫定的救済措置にすぎない）。いかなる場合も、裁判所は略式手続で下された判決に拘束されることはない。それにもかかわらず、当事者は略式手続き後に本案に関する手続きを開始せず、代わりに略式手続きにおける決定を受け入れることを決定するのが一般的である（上訴の有無は問わない）。

10.4 判決前の仮差押え

法的手続きの前または最中に、原告（申立人）はその請求権を確保するために仮差押えを行うことができる。場合によっては、証拠保全のための文書、データ、データ記憶装置を仮差押えすることも可能である。

仮差押えは、地方裁判所の許可を得た後でなければ行うことができない。一般的に、このような許可は一方的な手続きで（通常、同日または翌日に）迅速に取得される。申立人は、請求権の内容を説明する申立書を裁判所に提出しなければならない。仮差押えには執行官が必要である。

仮差押えを受けた当事者は、略式手続において仮差押えの解除を求めることができる。(i)要件が満たされていないこと、(ii)主張されている請求が存在しないか存在する見込みが薄いこと、(iii)仮差押えが不当であることが証明できれば、裁判所は仮差押えを解除する。また、金銭的請求の場合には、差押えの対象者が十分な担保（一般的にはオランダの第1級の銀行による銀行保証）を提供すれば、裁判所も仮差押えを解除する。

仮差押えの申立てがなされた時点で、法的手続きが進行中でない場合、裁判所は、その手続きを開始しなければならない期限を定めることになる。一般的な期間は14日間であるが、申立人はその延長を請求することができる。また、この期間は、申立人の請求により（複数回）延長することができる。その後、請求が棄却された場合、仮差押えは不当とみなされる。このような場合、申立人は仮差押えの結果被った損害を賠償する責任を負う。

10.5 証拠

民事訴訟では、理論上は、あらゆる種類の証拠が認められる。裁判所は証拠の評価について幅広い裁量権を持っている。証拠の種類によっては、法令で規定されているものもある。法的に有効な証書は決定的な証拠となる。具体的には、裁判所は、相手方が反対の証拠を提出するまで、これらの文書の内容の真実性を推定しなければならない。一方で、自らに有利な証言をする当事者の（口頭での）証人証言は、限られた意味しか持たず、他の証拠による裏付けが必要である。

専門家証拠は、訴訟当事者の一方による書面による専門家証言の提出、または証人としての専門家の尋問を通じて提供することができる。当事者の請求または職権により、裁判所は（独立した）専門家に対し、報告書を作成するよう命じたり、審問で意見を聴取したりすることができる。

10.6 調査と情報収集

オランダの司法制度には、コモンロー法域でみられるような証拠開示や情報開示の手続きはない。しかし、真実を立証するための追加情報を入手するための手段は存在する。

利害関係者は、特定の文書にアクセスできる者に対して、その閲覧または要約を要求することができる。この要求は、略式手続において、または進行中の手続における暫定的な訴訟として提起することができる。

さらに、当事者または利害関係者は、進行中の法的手続きがない場合でも、予備審問の手配や鑑定書の取得を裁判所に請求することができる。

10.7 期間および費用

召喚状が発せられてから最終的な判断まで、典型的な商事紛争では12ヶ月から18ヶ月かかる。しかし、複雑な事件、別途の申立てや手続き上の異議がなされた場合、または追加の証拠が必要な場合には、この期間が大幅に延長されることがある。

訴訟費用は当事者が負担するが、ほとんどの場合、敗訴当事者に勝訴当事者の訴訟費用（裁判費用、証人・専門家費用など）の支払いの必要が生じる。弁護士費用は、特定の典型的な行為（書面の提出、口頭審理への出席、予審差押えなど）に対する固定額と、請求の価格に基づいて決定される。もっとも、勝訴した当事者が負担した実際の費用や弁護士費用を、認定された金額がカバーすることは実際にはあまりない。

オランダでは、弁護士が「勝訴しなければ報酬は発生しない」という契約内容でサービスを提供することは禁じられている。もっとも、訴訟の結果に部分的に依存する報酬契約（基本報酬＋成功報酬など）は認められている。

10.8 法的特権

法律専門家の特権は、オランダ弁護士会の全ての会員に適用される。法律に別段の定めがない限り、弁護士は、その職務上知り得た全ての情報の秘密を守らなければならない。これは、当該弁護士の従業員や同僚、当該弁護士が直接依頼したアドバイザーなど、弁護士の専門業務に関与する者にも（派生的な形で）適用される。

10.9 集団訴訟

集団損害賠償の集団的和解に関するオランダ法（WAMCA）は、裁判所が承認した、代表組織と集団損害賠償責任を負う当事者との間の裁判外の集団的和解契約を認めている。

裁判所の決定後、影響を受ける当事者のうち和解に拘束されることを望まない者には、「オプトアウト」の機会がある。影響を受ける当事者のうち「オプトアウト」をしない者は、和解案の指定期限内に補償金を請求することができる。

さらに、オランダ民法は、団体および財団が第三者（自然人または法人）の権利を保護することを目的としたアクションを開始することを認めている。

社団または財団は、自らの名義で申し立てを行うことになり、利害関係者は手続に含まれない。もっとも、利害関係者は自らの請求を提出する権利は保持する。原則として、司法判断は、その判断の個人的効力に反対する利害関係者には影響しない。

集団訴訟に伴う最も大きな制限は、損害賠償を求められないことである。それにもかかわらず、宣言的判決によって、例えば不法行為が行われたと判断された場合、その判決を利用して、（例えば前述のWAMCAを通じて）加害者と被害を受けた当事者との間で（拘束力のある）和解を成立させることができる。

10.10 国際執行

改正ブリュッセルI規則に従い、EU加盟国の裁判所が下した民事上および商事上の決定は、現地の裁判所の許可を得ることなく、EU域内で即座に執行可能となる。スイス、ノルウェー、アイスランドについては、ルガーノ条約（改正）が適用される。オランダが執行条約を締結していない法域の裁判所が下した判決は、オランダでは承認されず、執行もされない。オランダで執行可能となるためには、そのような案件はオランダの裁判所で再審理されなければならない。

もつとも、外国判決が以下の4つの最低基準を満たす場合、オランダの裁判所は単に外国判決の判断に従うだけで、その是非を評価することはない。

- 国際的に認められた管轄権の根拠に基づいて、裁判所が管轄権を有すると判断した場合
- 司法行政のルールが遵守されている場合
- 判決を受け入れることがオランダの公序良俗に反しない場合
- 外国の判決が、同一の当事者間で同一の訴因に関連するオランダの裁判所の以前の判決、または同一の当事者間で同一の訴因に関連する外国の裁判所の以前の判決と両立しないものではない場合

10.11 裁判外紛争解決

オランダで最も一般的な裁判外紛争解決手段は、仲裁、調停、拘束力のある勧告である。

• 仲裁

オランダ仲裁法は、当事者が仲裁条項を行使する場合、オランダの裁判所は紛争に対する管轄権を欠いていると裁定しなければならないと規定している。当事者が仲裁による略式手続きに合意している場合であっても、地方裁判所は、仲裁で利用可能な救済措置が不十分であると判断した場合、または求める救済措置の緊急性が高いと判断した場合には、略式手続きにおいて暫定的な救済措置を裁定することができる。

オランダで最も有名な仲裁機関はロッテルダムにあるNAIであり、同機関には独自の仲裁規則があり、当事者は仲裁合意の一部としてこれを採用することができる。仲裁契約によっては、NAIまたは当事者自身が仲裁人を任命することもある。NAIは、資格を有する経験豊富な仲裁人の名簿を保持しており、その仲裁人は弁護士であることが多い。

オランダでは、オランダで下された仲裁判断は容易に執行可能である。オランダは、いくつかの欧州諸国および米国とともに、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約の加盟国である。したがって、これらの国の領域で下された仲裁判断は、理論的にはオランダで執行可能であ

り、その逆もまた同様である。

オランダには、建築業界仲裁裁判所（RvA）、海運、造船、運輸、倉庫、物流、国際貿易の仲裁機関（Unum）、複雑な金融紛争の仲裁機関（P.R.I.M.E. Finance）、美術界の仲裁機関（CAfA）など、組織化された仲裁機関が数多くある。

オランダを仲裁地とする国際仲裁の大半は、ICC、UNCITRAL、NAIの規範に従って行われている。ハーグの平和宮を所在地とする常設仲裁裁判所は、国際公法と商事仲裁の両方で、毎年相当数の仲裁を実施している。

仲裁判断の取り消し請求は、仲裁判断がなされてから3ヶ月以内、または仲裁判断における債務者が執行許可を受け取ってから3ヶ月以内に行わなければならない（この場合、債務者のみが請求を行うことができる）。仲裁判断を取り消すことができる理由は限られている。最高裁は、仲裁判断の無効を求める請求に対しては、裁判所は自制して対処すべきであるとし、しばしば宣言している。最高裁は、仲裁判断を取り消す手続を偽装された上訴として使用することはできず、仲裁の有効性に対する公共の利益のために、裁判所は明確な状況においてのみ仲裁判断を取り消すことを要求する、と明確に判示している。

仲裁判断は、執行許可（*exequatur*）が付与されない限り執行不可能であり、これは国際仲裁判断の控訴裁判所によって付与されなければならない。強制執行の許可が下りると、仲裁判断はオランダ国内の債務者の資産に対して強制執行することができる。

・調停

オランダでは、調停は裁判外紛争解決の基本的手段の一つとして定着している。オランダ法には、当事者に調停を強制したり、調停をどのように行わなければならないかを指示する規則はない。ビジネス調停は、国内企業や国際企業間の利害の高い紛争で頻繁に利用されている。企業調停では、当事者はICC、オランダ仲裁協会（NAI）、オランダ調停協会（NMI）などの確立された調停規則を選択することが多い。

・拘束力のある勧告

当事者は、法的拘束力を持つ1人または複数のアドバイザーによって意見

の相違を解決してもらうことに合意することができる。交付を受けた勧告は、当事者間の合意とみなされる。したがって、拘束力のある勧告を無視した当事者は契約違反となる。明確性と最終性を提供する意図に照らして、拘束力のある勧告に関する合意は、特定の条件（錯誤、不当な影響、強迫、不実表示など）の下でのみ取り消すことができる。なお、法的強制力のある勧告に関する契約は、略式手続で救済を求める選択肢を排除するものではない。また、一般的な手続き上および契約上の要件を除き、拘束力のある勧告に関する特別な手続き上の規定はない。

拘束力のある勧告の手続きは、仲裁の手続きと同様に構成されており、前述の多くの組織によって促進されている。

10.12 訴訟ファイナンス

オランダでは、第三者による訴訟ファイナンスが大幅に拡大している。オランダ企業の顧問弁護士や財務担当取締役は、会社の資金調達の代替形態として訴訟ファイナンスを採用することが増えている。これには説得力がある。会社は、訴訟費用が運転資本と利益率を圧迫する一方で、そうでなければ貸借対照表に眠っている係争中の請求のポートフォリオに対してノンリコース・ファイナンスを得ることができる。通常、訴訟ファイナンス機関は、収益の30～35%を要求する（請求の性質やリスクの重大性により、これとは乖離がある場合もある）。一般的に、第三者による訴訟ファイナンスは、およそ50万ユーロから利用可能である。資金提供者が（段階的に、あるいはそうでなくとも）融資する費用の額は、訴訟に関わる財政的な利害関係によって決まる。

相手方当事者、裁判所または仲裁裁判所に対する訴訟ファイナンス契約の開示は、オランダ法では明示的に要求されていない。特に訴訟当事者が訴訟ファイナンスの費用も求める場合には、訴訟当事者は融資契約の開示を求められることがある。

オランダ法では、訴訟ファイナンスの調達や、第三者の訴訟ファイナンスの提供者が資金提供された訴訟に対して行使できる管理の度合いについて、特段の制約を課していない。オランダでは、**Champerty And Maintenance**の理論は適用されない。

融資の取り決めは、通常の契約原則によって管理される。つまり、その合意が公序良俗（デュー・プロセスを含む）に反しない限り、当事者は通常、適切と思われる方法で融資契約を構成することが許される。

11. 知的財産

11.1 特許

特許は、新規性かつ進歩性があり、産業上利用可能な発明に対して付与される。特許は、最長20年間、その発明（製品またはプロセス）の商業的利用を他者から排除する権利を特許権者に与える。オランダでは、特許はオランダ特許法（*Rijksoctrooiwet 1995*）に基づき保護されている。オランダ特許は、オランダ企業庁（*Rijksdienst voor Ondernemend Nederland*）の一部であるオランダ特許庁（*Octroioicentrum Nederland*）によって付与される。

欧州特許は、ドイツのミュンヘンに本部を置く欧州特許庁（EPO）によって付与される。オランダでは、EPOの下部組織がレイスウェイクにある。実際には、欧州特許は、個々の国内特許の束であり、各国において有効な単一の特許ではなく、特許を付与された各国において国内特許と同じ権利を保有者に与えるものである。そのため、出願人は、欧州特許条約加盟国において個々の国内特許を取得する代わりに欧州特許を出願することができる。

特許は、（世界的な）技術水準に属さない発明、つまり出願前に口頭または書面で公表された全ての発明に対してのみ付与される。オランダ特許法では、技術水準を確認するために新規性調査を行わなければならない。出願人が特許出願後13ヶ月以内に新規性調査の請求を行わなかった場合、出願は失効する。新規性調査に関しては、欧州特許条約にも同様の規定がある。

11.2 商標

商標とは、市場における事業者の商品やサービスを区別するための標識（言葉、数字、音、記号、形態、色など）である。原則として、商標は登録されて初めて保護される。商標は、ベンネルクス商標、EU商標または国際商標として登録することができる。

・ベネルクス商標

ベネルクス商標は、2006年9月1日に発効したベネルクス知的財産条約（*BVIE : Benelux Verdrag inzake de Intellectuele Eigendom*）に基づいて登録され、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクで適用されるものである。ベネルクス商標は、ベネルクス知的財産庁（*Benelux-Bureau voor de Intellectuele Eigendom, BOIP*）に登録しなければならない。

BVIEでは、個別商標（*individual trademarks*）、団体商標（*collective trademarks*）、認証商標（*certification trademarks*）を区別している。個別商標とは、ある会社の商品またはサービスと、他の会社の商品またはサービスを区別するための商標である。商標の大半は個別商標である。団体商標とは、団体の構成員によって使用される商標であり、団体商標は団体が保有する。団体商標は、その商標が付された商品または役務がその団体の構成員によって提供されることを示すために使用される。認証商標は、その商標の保有者が、認証商標が付された商品または役務が一定の品質要件を満たしていること、または一定の方法で生産された商品など、その他の特定の特性を有していることを保証していることを示すために使用される。認証商標は、いかなる法人も保有することができるが、当該法人が関連する製品またはサービスを自ら供給しないことを条件とする。

・EU商標

EU商標は、その保有者にEU全域で適用される統一的な独占権を与える。EU商標は、EU商標規則（*the EU Trademark Regulation (Regulation (EU) 2017/1001 replacing Regulation (EU) 2015/2424 (Amending Regulation)*）に従って創設された。EU加盟国にとって、EU商標（旧欧州共同体商標）は、その効果の点で、ベネルクス諸国のベネルクス商標に匹敵する。EU商標の出願は、スペインのアリカンテにある欧州連合知的財産庁（*EUIPO*）に対して行う。

・国際商標

国際商標は、1891年の標章の国際登録に関するマドリッド協定（「マドリッド協定」）およびマドリッド協定に関連するマドリッド協定議定書を批准している全ての国（EU加盟国（マルタを除く）、日本、米国、オーストラリアを含む）で保護される。マドリッド協定およびマドリッド議定書に基づき、*BOIP*のような出願人の本国の関連機関に出願することにより、マドリッド協定およびマドリッド議定書の締約国の全てまたは一部で商標

の保護を受けることが可能である。関係機関は、国際商標登録の責任機関である世界知的所有権機関（WIPO）に出願を転送する。WIPOは、マドリッド協定議定書およびその規則の要件に適合するかどうかの審査を行う。これらの要件を満たしている場合、国際事務局（International Bureau）は当該商標を国際登録簿に登録し、国際標章に関するWIPO公報に国際登録を掲載し、出願人が保護を必要とする各国に通知する。各国は、国際登録が自国の国内法令に適合しているかどうかを審査し、適合していない場合には、当該国は、通常、通知日から12ヶ月以内に、自国の領域における保護を拒絶する権利を有する。国際登録簿への商標登録は10年間有効であり、10年ごとに更新することができる。

11.3 商号

オランダ商号法（*Handelsnaamwet*）第1条によれば、商号とは事業を行う際の名称である。商号を選択する際には、オランダ商号法に基づく条件を考慮しなければならない。具体的には、他の会社または企業によって既に使用されている商号と同一または類似の商号を使用することは、その使用が公衆の混同を招くおそれがある場合には、認められない。企業の保有者は、様々な商号を使用することができる。

商号がすでに使用されているかどうかについては、商工会議所の商業登記簿で確認することは可能である。もっとも、商号の登録は義務ではないため、商業登記簿での商号確認の結果は決定的なものとはならない。

オランダ商号法に基づく商号保護を受けるためには、商号を実際に商号として使用されていなければならない。商工会議所の商業登記簿に商号を登録するだけでは十分ではない。

会社が商号を商標として使用することを希望する場合には、商号はBOIPに登録されなければならない。

11.4 著作権

1912年に施行されたオランダ著作権法 (*Auteurswet*) は、著作権を、文学的、科学的または芸術的著作物の製作者またはその継承者が、法律で定められた制限の下に、その著作物を公にし、複製する排他的権利と定義している。コンピュータ・プログラム、データベース、写真も著作権法の範囲に含まれる。保護されるためには、著作物が独自の性格を持ち、作者の個人的な識別を反映していなければならない。

原則として、著作物を創作した者がそれぞれの著作権を保有する。しかし、著作権法第7条は、労働者が職務上作成した一定の著作物の著作権は、当事者間で別段の合意がない限り、使用者に帰属すると定めている。

著作権は、作者に対し、その著作物を複製し、公に利用可能にする排他的権利を付与するが、同時に、作者の氏名を記載しない出版や別の名義での出版に反対する権利、作者の著作物の改変に反対する権利、著作物の減損に反対する権利など、いわゆる人格権も付与する。人格権は、作者がその利用権を譲渡した場合であっても、作者に帰属する。

著作権の保護を受けるために、著作物を登録する必要はない。著作権表示も、著作物が保護されるために必要ではない。

著作権の保護は、作者の死後70年で終了する。著作物が法人によって保有されている場合、または作者の身元が不明である場合、著作権の保護は、著作物が合法的に公衆に利用可能になってから70年後に終了する。

11.5 隣接権

著作隣接権とは、実演家、音楽制作者、映画製作者、放送事業者の努力と業績を保護する権利である。これらの権利の保護は著作権と似ているため、「隣接権」と呼ばれている。著作隣接権は1961年のローマ条約で国際的に規定されている。オランダでは、1993年に制定された隣接権法 (*Wet op de naburige rechten*, *WNR*) によって隣接権が規定されている。

WNRは、実演家とその実演との間には個人的な結びつきがあることを認識

している。したがってWNRは、この個人的な絆、ひいては実演家の名声を保護する特定の権利を実演家に付与している。これらの権利は人格権とも呼ばれる。これらの権利は、著作権に基づいて著作権者が有する人格権に相当する。

実演家および音楽制作者の権利については、保護期間は該当するレコードの発売から70年である。その他の隣接権については、保護期間は50年である。

11.6 データベースの保護

データベース保護法 (*Databankenwet*、*DBW*) では、データベース内のデータは、著作権法上の著作権として保護できない範囲で保護される。*DBW*の下では、権利は「コレクション」として保護され、データベースの製作者は、データベース内のデータの無断抽出を防止する排他的権利を有することになる。データベースは作成された時点で自動的に保護される。保護は製作後15年まで適用される。

11.7 意匠権

製品の外観は、図面または意匠として保護されうる。図面（二次元的な外観）および意匠（三次元的な外観）は、製品自体またはその装飾の線、輪郭、色、形状、質感、素材などの特徴から生じる。意匠権者または図面権者は、意匠または図面（以下、併せて「意匠」という）を独占的に使用する権利を有し、第三者が意匠権者の許諾なく意匠を使用することを防止することができる。意匠は、ベネルクス意匠、欧州共同体意匠または国際意匠として登録することができる。

・ベネルクス意匠

ベネルクス意匠は、ベネルクス知的財産条約 (*Benelux Verdrag inzake de Intellectuele Eigendom* または *BVIE*) に基づき登録される。ベネルクス意匠は、ベネルクス知的財産庁 (*Benelux-Bureau voor de Intellectuele Eigendom*) に登録しなければならない。ベネルクス知的財産庁は、意匠が保護されるためには、その意匠が新しく、特徴的でなければならない

と規定している。BVIEに基づくベネルクス意匠の保護期間は5年間で、4回更新することができ、その都度5年間更新され、最高25年間まで保護される。

・ 欧州共同体意匠

欧州共同体意匠は、欧州連合（EU）の全加盟国において独占的保護を受けることができる。欧州共同体意匠には、登録共同体意匠と未登録共同体意匠の2種類がある。意匠権者は、欧州知的所有権庁（EUIPO）に意匠を登録することができる。登録された共同体意匠は、意匠権者に独占的な意匠使用権を与え、第三者が意匠権者の許諾なく意匠を使用することを禁止する。ベネルクス意匠の保護期間と同様に、登録共同体意匠の保護期間は5年間で、4回更新することができる。

未登録の共同体意匠は、登録によってではなく、意匠権者が意匠を公衆に利用可能にしたときに自動的に成立する。また、未登録の共同体意匠の所有者は、第三者が所有者の許可なく当該意匠を使用することを禁止する排他的権利を有するが、これは模倣の場合（同一意匠の場合）に限られる。未登録の欧州共同体意匠の保護期間は、当該意匠が欧州連合内で最初に公開された日から3年間である。

・ 国際意匠

国際意匠は、1925年意匠の国際登録に関するハーグ協定（以下「ハーグ協定」という。）において保護される意匠である。意匠権者は、ハーグ協定の締約国のうち数カ国、または希望により全ての締約国において保護を請求することができる。国際意匠の出願はWIPOに行く。その手続は、国際商標の登録手続に似ている。

12. データ保護

12.1 全般

EUデータ保護規則（GDPR）は2016年5月24日に発効し、2018年5月25日に全てのEU加盟国で直接適用されるようになった。GDPRの直接適用により、オランダがGDPRを国内法に移管する必要はないが、オランダはGDPRを補足するGDPR実施法（GDPR Implementation Act）を導入し、それまで適用されていた個人データ保護法（*Wet bescherming persoonsgegevens*またはWbp）を廃止した。個人データ保護法は、EUデータ保護指令（DPD）をオランダの法律に移管したもので、2001年から施行されていた。

GDPRにはDPDと同様の規則が含まれているが、違反した場合により厳しい罰則が導入されている。さらに、GDPRの適用範囲はDPDよりも広く、データ処理活動がEU域内の個人に対する商品またはサービスの提供、またはEU域内の個人の行動の監視に関連している場合、EU域内に所在しない組織にも適用される。

12.2 個人データ

GDPRは、「個人データ」を、識別されたまたは識別可能な自然人（「データ主体」）に関するあらゆる情報と定義している。この文脈において、「識別可能な自然人」とは、特に氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子などの識別子、またはその自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、社会的アイデンティティを示す1つ以上の要素を参照して直接または間接的に識別できる自然人を意味する。GDPRは、個人データの「管理者」と「処理者」に個人データの処理に関する特定の義務を課している。「管理者」とは、個人データの処理の目的と手段を決定する自然人、法人または組織であり、「処理者」とは、管理者に代わって個人データを処理する自然人、法人または組織である。個人データの処理に関して、GDPRは以下の原則に従わなければならないと定めている。

- 適法性・公正性・透明性：個人データは、データ主体との関係にお

いて、適法、公正かつ透明性のある態様で処理されなければならない。

- 目的の限定：個人データは、特定され明示された正当な目的のために収集されなければならない、それらの目的と相容れない方法でさらに処理してはならない。
- データ最小化：個人データは、適切で、関連性があり、処理目的に関連して必要な範囲に限定されなければならない。
- 保存期間制限：個人データは、データ主体の識別が可能な形で、個人データの処理目的に必要な期間を超えて保存されないものとする。
- 完全性および機密性：個人データは、適切な技術的または組織的手段を用いて、不正または違法な処理からの保護、偶発的な損失、破壊または損傷からの保護を含む、個人データの適切な安全性を確保する方法で処理されなければならない。

GDPRはさらに、管理者はこれらの原則に責任を持ち、遵守していることを証明できなければならないと定めている。

GDPR第6条は、以下の少なくとも1つに該当する場合に限り、またその限りにおいてのみ、データ処理は合法的でなければならないと規定している。

- データ主体が、1つまたは複数の特定の目的のために個人データを処理することに同意した場合
- データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合、または契約締結前にデータ主体の要求に応じて手段を講じるために取扱いが必要となる場合
- 管理者が従うべき法的義務を遵守するために取扱いが必要となる場合
- データ主体または他の自然人の重大な利益を保護するために取扱いが必要となる場合
- 公共の利益のため、または管理者に与えられた公的権限の行使のために取扱いが必要となる場合
- 管理者または第三者によって求められる正当な利益のために取扱いが必要となる場合。ただし、そのような利益よりも、個人データの保護を必要とするデータ主体の利益または基本的権利および自由（

特にデータ主体が児童である場合)の方が優先される場合はこの限りではない。

12.3 データ侵害

GDPRは、個人データ侵害が発生した場合、管理者は、個人データ侵害により自然人の権利および自由に対するリスクが生じる可能性が低い場合を除き、過度に遅滞することなく、可能な場合、個人データ侵害を認識してから72時間以内に、管轄監督当局（オランダではオランダデータ保護局（*Autoriteit Persoonsgegevens*））に通知しなければならないと規定している。72時間以内に通知が行われない場合、通知にはその遅延の理由を含める必要がある。GDPRによると、通知は少なくとも、(a)個人データ侵害の性質、(b)データ保護責任者または詳細情報を入手できるその他の者の連絡先の氏名と連絡先、(c)個人データ侵害の結果発生により予想される被害、(d)個人データ侵害に対処するために管理者が講じた、または講じることを提案した措置を記述しなければならない。処理者が個人データ侵害を認識した場合、処理者は管理者に遅滞なく通知するものとする。

12.4 施行

オランダにおけるGDPRの施行はオランダデータ保護局の責任である。データ侵害の場合、オランダデータ保護局は制裁金を課することができる。最も深刻な違反の場合、最高2,000万ユーロまたは前会計年度の全世界の年間売上高の4%のいずれか高い金額の罰金が科される可能性がある。とはいえ、オランダデータ保護庁は、罰則を科すよりも、GDPRおよびGDPR実施法を遵守するよう組織を奨励・指導する傾向にあるように思われる。

13. 競争法

13.1 全般

オランダでは、1998年に施行されたオランダ競争法（*Mededingingswet*あるいはMw）と、欧州法、特に欧州連合の機能に関する条約（TFEU）およびEC企業合併規則（Council Regulation (EC) No 139/2004）の関連規定がEU加盟国において直接効力を有するという事実を理由に、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）およびEC企業合併規則（Council Regulation (EC) No 139/2004）の特定の規定によって競争が規制されている。Mwの規定は、TFEUおよびEC企業合併規則の対応する規定に基づいており、また強く類似している。オランダ競争法においても欧州競争法においても、協定、決定および協調的慣行は、競争を著しく制限する場合にのみ禁止される。EU競争法のみ存在する要件は、不正な慣行がEU加盟国間の貿易に影響を及ぼす場合にのみ適用されるというものである。

消費者・市場庁（*Autoriteit Consument & Markt, ACM*）は、Mwだけでなく、TFEUの競争法規定やEU企業合併規則のオランダにおける執行を担当している。ACMは、違反の可能性を調査し、違反行為を停止する拘束力のある指示を与え、課徴金（*fine*）その他の行政制裁を科す権限を有する。

本章では、オランダ競争法の最も関連性の高い側面を取り上げる。

13.2 反競争的協定および協調的慣行

TFEU第101条に相当するオランダ法であるMw第6条第1項は、オランダ市場またはその一部における競争の防止、制限または歪曲を目的または効果とする事業者間の協定、事業者団体による決定、および事業者間の協調行為を禁止している。この禁止には、水平的協定（サプライチェーンの同じレベルで活動する競争業者間）と垂直的協定（サプライチェーンの異なるレベルで活動する当事者間、例えば製造業者とその販売業者間の協定）の両方が含まれる。

この禁止の範囲に該当する協定、決定、または協調的慣行は全て無効とな

る。ただし、関係する事業者の売上高または市場シェアの合計が一定の最低限度を超えない場合は、この禁止は適用されない。さらに、原則的に第6条1項の禁止範囲に入る協定、決定、または協調的慣行であっても、特定の状況においては、除外されることがある。この適用除外には、EUブロックエグゼンプションの重要な条件を満たす協定、決定、協調的慣行や、欧州委員会がTFEU101条3項に基づき個別に適用除外を認めたものが含まれる。

13.3 優越的地位の濫用

TFEU第102条に相当するオランダ法であるMw第24条(1)は、オランダ市場において優越的地位を有する事業者がその地位を濫用することを禁止している。Mw第1条(i)は、「優越的地位」を「オランダ市場またはその一部において、競合他社、供給業者、顧客またはエンドユーザーからある程度独立して行動する可能性を与えることにより、効果的な競争が維持されることを妨げることを可能にする1つまたは複数の事業者の地位」と定義している。

優越的地位の濫用の例には以下のようなものがある。

- 不当な購入価格やその他の不公正な取引条件を直接または間接に課すこと。
- 消費者を害するために、生産、市場、技術開発を制限すること。
- 取引の相手方に対して、同等の取引と異なる条件を適用することで、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと。
- 契約の性質上または商慣習上、契約の対象とは関係のない補足的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること。

なお、通常の方法による支配的地位の追求、保持、強化は禁止されていない。

13.4 企業結合

EU合併規則に相当するオランダ法であるMwの第5章は、合併、買収、特定の合併事業などの企業結合に関するものである。Mw第5章に定義された適用範囲に該当する企業結合は、「EU規模（“EU dimension”）」でない限り、Mwに基づく企業結合規制の対象となる。このような企業結合は、実施前にACMに届け出なければならない。

Mw第29条は、前暦年における関係事業者の売上高の合計が1億5,000万ユーロを超え、かつ、関係事業者のうち少なくとも2社がそれぞれオランダにおいて少なくとも3,000万ユーロ以上の売上高を達成している場合、concentrationsはACMに届け出なければならないと規定している。もっとも、特定の分野で発生した取引については、異なる基準が適用される。

企業結合規制手続きは、届出段階（第1段階）と認可申請段階（第2段階）の2段階からなる。必要な届出は、関係当事者であれば誰でも提出することができ、複数の当事者を代表して共同で提出することもできる。ACMが届出を受理すると、官報（*Staatscourant*）およびACMのウェブサイトで公表される。これにより利害関係者は、意図された企業結合について意見を提出する機会を得る。通知後、ACMは4週間の期間を設け、企業結合の実施に許可が必要かどうかを判断する。この期間中は、重要な理由により免除が認められない限り、企業結合を実施することはできない。

ACMは、特に支配的地位の創出または強化の結果として、オランダ市場またはその一部における効果的な競争を著しく阻害する可能性があると考えられる理由がある企業結合について、許可の対象となると決定することができる。ACMが許可を必要としないと判断した場合、当事者は取引を実施することができる。ACMが許可が必要であると判断した場合、当事者は許可申請書を提出することができる。許可の申請期限はない。当事者が許可申請書を提出した場合、ACMは許可申請日から13週間以内に許可を付与するか拒否するか否かを決定しなければならない。その期間内に決定がなされなかった場合、許可は付与されたものとみなされる。

ACMによる企業結合実施許可の拒絶の後であっても、経済大臣は、関係当事者によるその旨の申請に基づき、競争制限の可能性を上回る公益上の重

要な理由が必要であると大臣が考える場合には、そのような許可を与えることを決定することができる。競争の観点からは許容されない濃縮であっても、他の重要な公共の利益を理由に許容されるとみなされる状況もあり得る。このような場合でも、経済大臣はACMが禁止している合併を認めることができる。これは、経済的、法的な性質というよりも、むしろ政治的な性質の決定となる。もっとも、これまで、経済大臣がそのような許可を与える権限を行使したのは、**2019年9月の1度**だけである。

14. 不動産

14.1 所有権およびその他の権利

所有権とは、人が財産に対して持つことのできる最も絶対的かつ包括的な権利である。**(natrekking)**と呼ばれる法的概念によれば、土地の所有権には、地上および地下にある建物その他の地下構造物 (**subterranean structures**) も含まれる。限定的権利 (**beperkt recht**) とは、より包括的な権利 (所有権など) に付随して発生する権利である。また、不動産の上に設定される限定的権利は、物権 (**zakelijk recht**) でもある。

不動産に関連する物権 (**zakelijke rechten**) には、抵当権 (**hypothek**)、地上権 (**opstal**)、賃借権 (**erfpacht**)、地役権 (**erfdienstbaarheid**) および農業用賃借権 (**pacht**) が含まれる。抵当権は、不動産 (またはその他の登記された財産) に対して設定される担保権である。賃借権は、他人が所有する土地を保持し使用する権利である。地上権は、他人が所有する土地の土地中または土地上に建物、工作物、植物を所有する権利を保有者に与えるものである。地役権とは、不動産に関して他の不動産のために設定される物権である。地役権の例は、通行権 (**Recht van overpad**) である。農業用賃借権とは、農業用賃貸人が農業用賃借人に農業用不動産を有償で提供することを約束する契約である。

不動産の所有権は、複数の区分所有権 (**appartementsrechten**) に分割することができ、これらは個別に譲渡可能であり、個別に抵当権を設定したり、限定的権利の対象としたりすることができる。住宅や共同住宅は、個別の区物所有権に分割することができる。

不動産に対する所有権 (法的権利) の移転およびその他の権利の設定または移転は、オランダ公証人の面前で認証される譲渡証書によって行われる。法的に有効になるためには、不動産に対する権利は土地登記局 (**Kadaster**) に登記されなければならない (下記14.3も参照)。

14.2 賃貸借

賃貸借とは、物権ではなく、特定の不動産を使用する個人的権利である。不動産に関して、オランダ法は居住用賃貸借と事業用施設の賃貸借を区別している。本項では、事業用施設の賃貸借のみを取り上げる。事業用施設の賃貸借には、(i)店舗用施設の賃貸借と(ii)その他の事業用施設の賃貸借の2種類がある。

店舗用施設の賃貸借は、賃借人に不利益となるような、当事者の合意による逸脱が許されない、詳細かつ半強制的な法令規定の適用を受ける。これらの規定は、賃貸借契約に基づき、小売業、レストランやカフェ業、テイクアウトやデリバリーサービス、工芸品業、ホテルやキャンプ場業を営むために使用される建物に適用される。これらの規定が適用されるためには、動産を直接供給するため、またはサービスを提供するための、公に利用可能な空間が存在しなければならない。また、2年を超えない期間で締結される契約を除き、このカテゴリーの賃貸借契約は、少なくとも当初5年間は締結されなければならない。法律により原則としてさらに5年間延長される。賃貸借契約は、5年または10年の期間が終了した時点で自動的に終了するのではなく、5年または10年の期間が終了した時点で効力を生じるよう、相手方に通知することによって終了させることができる。通知期間は1年間（なお、契約当事者間で合意された場合はそれ以上）でなければならない。賃貸人（賃借人ではないことに注意が必要）は、解約の正当な理由を示さなければならない。賃借人が書面で解約に同意しない場合、賃貸人は賃貸借契約を解約させるために裁判を起こさなければならない。

その他の事業用施設（事務所など）の賃貸借は、店舗用施設の賃貸借よりも規制が緩い。賃貸人と賃借人は通常、賃料やその他の契約条件について自由に交渉することができるが、賃貸人が契約を解除した場合の賃借人の明け渡し義務については、賃借人に不利な条件を逸脱できない特別な規定が適用される。

不動産業界で活動する専門家の団体であるオランダ不動産評議会（*Raad voor Onroerende Zaken, ROZ*）は、賃貸借契約の業界標準とみなされるモデル賃貸借契約および関連一般条項を作成しており、これらのモデル文書は定期的に更新されている。モデル契約書と約款は、居住用賃貸借と事業用施設の賃貸借の両方に対応しているが、最も一般的に使用されているのは事業用施設の賃貸借である。

14.3 土地登記局

土地登記局 (*Kadaster*) では、オランダに所在する不動産に関する地理的
情報、および不動産に設定された抵当権やその他の限定的権利が登記され
る。不動産に関する情報の登録のほかに、船舶、航空機等に関する情報も
登録する。また、*Kadaster*は国家地図作成と国家基準座標系の維持管理も
担当している。*Kadaster*は、内務・王国関係省の政治的責任の下にある非
省庁の公的機関である。

一定の情報を登録することにより、土地登記所は法的確実性を保護する。
不動産売買の場合、土地登記所で譲渡証書が登記されて初めて買主が法
的所有者となる。土地登記所での登記は、譲渡証書を作成した公証人
(*notaris*) が行う。登記された情報は一般に公開されており、土地登記所
のウェブサイトを通じて (わずかな手数料で) 入手することができる。

14.4 ゾーニング計画と物理的側面に関する一括許可

オランダは人口密度の高い国であるため、住宅地や商業地における開発・
使用は厳しく規制されている。特定の場所の選択は、該当する市町村のゾ
ーニング計画 (*bestemmingsplan*) に沿ったものでなければならない。ゾ
ーニング計画には、土地や敷地の使用方法に関する詳細な規則が含まれる
だけでなく、例えば、住宅、ホテル、商店の設置場所に加え、建築物や建
物の高さや幅の上限も記載されている。ゾーニング計画は定期的に更新
される。

建物の新築、または既存の建物の改築、変更、改修を目的とする場合、ほ
とんどの場合、物理的側面に関する一括許可 (*omgevingsvergunning*) が
必要となる。一括許可はオンラインで申請できる。申請は、適用されるゾ
ーニング計画と照合される。実際には、一括許可が下りるかどうかが自治
体によって決定されるまで、2~6ヶ月かかる場合がある。

15. 税金

15.1 法人

オランダ法人所得税法（*Wet op de vennootschapsbelasting 1969, CITA*）に基づき、オランダ法に基づいて設立された会社は、法人所得税（CIT）上、オランダの居住者とみなされる。オランダの居住者には全世界所得に対して法人所得税が課される。非居住者の会社は、制限納税義務を負い、これは、オランダにおける源泉所得のみが課税ベースに含まれることを意味する。会社の居住地は、関連する事実と状況に基づいて決定されるところ、実質的な経営拠点が会社の居住地を決定する重要な要素となる。

非オランダ居住者が、オランダ企業の5%以上の株式（いわゆる実質的持分）を保有する場合には、配当、キャピタルゲイン、および当該実質的持分から派生する貸付利子に対して法人税の課税対象となる可能性があるが、これは特定の状況に限られる。

・ 税率

CITAでは、25.8%の税率と、20万ユーロまでの課税所得に適用される19%の低税率の2種類の税率を設けている（2023年の納税のカテゴリーに基づく）。一定の条件を満たせば、財政投資ファンドは法人所得税0%で課税される。また、公的機関など特定の法人は非課税を選択することができる。

・ 課税利益の計算

CITAには、年間課税利益の決定方法に関する規定は置かれていない。その代わりに、年間利益が「健全な商慣行」（*goed koopmansgebruik*）に従って決定されることを要求している。この点につき、「健全な商慣行」とは、実現性、整合性、現実性、慎重さ、簡素さの慣行に従って、利益と損失を会計年度に帰属させることを意味する。

事業経費は、一定の控除制限が適用されるものの、通常は、税額控除の対象となる（例えば、支払利息）。

・ 損失補填

2022年1月1日より、法人納税者に対するオランダの欠損金軽減規定が改正

された。この規則では、欠損金は1年間繰り戻し可能で、また、無期限に繰り越すことができる。ただし、年間の損失補填は100万ユーロに制限され、納税者の年間課税利益の50%が100万ユーロを超える場合に増額される。これらの規則は、既に発生した欠損金にも、2022年1月1日以降に発生した欠損金にも適用される。

・独立企業間原則と移転価格税制

独立企業間原則（arm's-length principle）はCITA第8条bに成文化されている。独立企業間原則に基づき、関連当事者間の取引条件は、そうでなければ類似の状況において非関連当事者間で合意されるであろう取引条件と類似していなければならない。オランダにおける独立企業間原則の解釈は、OECD移転価格ガイドラインに基づいている。一般的に、オランダ税務当局はこれらのガイドラインを遵守している。取引が独立企業間の取引条件ではない場合、オランダ税務当局は取引価格を調整することができる。

さらに、第8条bでは、法人納税者に対し、企業間取引が独立企業間原則に従って行われたことを示す文書など、特定の情報を文書に含めるよう求めている。一定の売上高基準を超える会社に対しては、補足的な移転価格文書が要求される。連結売上高が5,000万ユーロ以上の多国籍グループ（「MNE」）の一員である会社は、マスターファイルとローカルファイル（すなわち、MNEグループレベルのファイルと事業体レベルのローカルファイル）の作成が義務付けられている。連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEに属する事業体は、国別報告書（MNEの財務情報の主要な要素を法域ごとに記載した報告書）の作成も義務付けられている。上記の義務を遵守しなかった場合、立証責任の取り消しや行政罰が科される可能性がある。

・オランダの資本参加免税

オランダの資本参加免税は、適格子会社から受け取る特定の所得（最も重要なのは配当とキャピタルゲイン）を全額免除するものである。子会社が資本参加免税の対象となるのは、ポートフォリオ投資（受動的投資）として保有されていない5%以上の株式持分についてである。これは「目的テスト」として知られている。

・目的テスト

目的テストの決定的な基準は、オランダ企業の資本参加の目的である。オ

ランダ企業の目的が、通常のポートフォリオ資産運用から期待されるリターンを上回る投資リターンを得ることである場合、目的テストは満たされているとみなされる。また、株主が子会社の事業に不可欠な活動（経営活動、戦略・方針決定活動、財務活動など）を行っている場合にも、目的テストが満たされる可能性がある。複数の目的が混在している場合には、支配的な目的が決定的となる。資本参加企業がオランダ企業と同じ事業に従事している場合、受動的投資としてみなされることはない。

しかし、この目的テストが満たされない場合であっても、その参加が「適格ポートフォリオ投資参加」とみなされるのであれば、オランダの資本参加免税が適用される。これは、「課税対象テスト」または「資産テスト」のいずれかを満たす参加である。

・ 課税対象テスト

資本参加企業がその居住国において、オランダの課税基準に従って「合理的な課税」となる利益税の課税対象となっている場合、「課税対象」テストは満たされる。これは、資本参加企業が少なくとも **10%**の法定税率に対する利益税の課税対象であり、現地の課税ベースがオランダの課税ベースから著しく乖離していない場合に当てはまる。著しく乖離している場合であっても、資本参加企業が実質的に**10%以上の利益課税**を受けるのであれば、課税対象テストは満たされる。

・ 資産テスト

資本参加企業の直接的および間接的な保有資産が、低課税の免税ポートフォリオ投資の**50%未満**である場合、資産テストは満たされる。免税ポートフォリオ投資とは、

- 不動産投資（不動産資産はポートフォリオの性格を持つ資産には該当しない）を除き、資本参加企業の事業内で使用されておらず、ポートフォリオの性格を持つ資産（余剰現金、有価証券、企業間融資など）
- 関係会社間貸付。ただし、これらの債権が現に活動しているグループファイナンス会社で使用されているか、または**90%以上**が第三者の負債で賄われている場合を除く。
- 関係会社間の賃貸借事業に使用される資産。ただし、これらの資産が現に活動している賃貸借事業で使用されているか、または**90%以上**が第三者の負債で賄われている場合を除く。

免税ポートフォリオ投資は、これらの資産からの所得が少なくとも**10%**の税率で課税されない場合、低課税となる（いわゆる不良資産）。低課税の自由ポートフォリオ投資に該当しない資産は、一般に「優良資産」に分類される。資産テストは継続的なテストであり、テストは公正市場価値ベースで適用される。これにより、活発な事業運営に潜在する（隠れた）のれんは、このテストの目的上「優良資産」とみなされる。

・研究開発（R&D）

CITAでは、オランダにおける研究開発関連活動を促進するために、「イノベーションボックス」のような一定の税制優遇措置が設けられている。研究開発活動からの適格所得は、通常の税率**25.8%**よりも低い税率で課税される。さらに、納税者は**WBSO**を申請することができる。**WBSO**は、会社の研究開発関連賃金費用およびその他の関連支出（詳細は後述）の一部を補償する税制優遇制度である。

・イノベーションボックス

イノベーションボックスは、オランダにおける研究開発活動の活性化を目的とした税制優遇措置である。イノベーションボックスに割り当てられる所得は、通常の法人税率**19/25.8%**の代わりに**9%**の法人税率で課税される。

適格な無形資産から生じる利益のみが、イノベーションボックスの適用対象となる。この点で、「小規模」納税者と「大規模」納税者は区別される。小規模納税者は、適格無形資産の構成要素に関する規則がそれほど厳しくなく、**WBSO**の適用に必要な研究開発明細書を取得していれば、イノベーション・ボックスの適用を受けることができる。

「大規模」納税者の場合、研究開発明細書の他に、追加の「アクセス・チケット」が必要となる。これは以下のようなものである。

- (i) 特許
- (ii) 独占ライセンス
- (iii) ソフトウェア・プログラム
- (iv) 植物育成者権
- (v) 薬事認証

納税者が小規模とみなされるのは、以下の条件を満たす場合である。

- (i) 無形資産から生じる利益の総額が、その年およびその前の4年間において3,750万ユーロ（年平均750万ユーロ）未満である場合
- (ii) 納税者（グループ会社を含む）の1年間およびその前の4年間の純売上高が2億5,000万ユーロ（平均で年間5,000万ユーロ）未満である場合

• WBSO

WBSOは、会社の研究開発（R&D）関連賃金およびその他関連支出の一部を補償する税制優遇制度である。研究開発賃金税額控除は、最初の35万ユーロの賃金および関連費用の32%、それ以降の適格な研究開発費用の16%である。新興企業の場合、最初の35万ユーロの税額控除は40%である。控除額には上限はない。納税者は、WBSOを適用するために研究開発明細書を要求しなければならない。

会社がこの奨励金の対象となり得るかどうかを調べるには、専門の助成金アドバイザーを雇い、実施する活動を検討することを勧める（この手当は、支払うべき賃金税の減額として処理されるが、本質的には、一定の技術的要件を満たすことを前提に付与される助成金である）。

• 連結納税事業体

CITAは、連結納税事業体（*fiscale eenheid*）と呼ばれる連結制度を規定している。一定の条件を満たせば、同一グループに属する事業体は、連結納税申告を行うために、連結納税事業体の構成員となることができる。オランダの税務上の居住者である事業体は、少なくとも95%の出資比率を有する子会社と連結納税事業体を形成することができる。連結納税事業体は通常、その構成員間の会社間取引を排除し、その結果、これらの取引に係る所得は実現されない。連結納税事業体の主な利点は以下の通りである。

- (i) メンバー間で損失と利益を相殺することが可能
- (ii) 親会社が単独で申告責任を負うため、単一の法人税申告書を提出することが可能
- (iii) 会社間取引の消去が可能

連結納税事業の個々の構成員は、連結納税事業の税金債務について連帯責任を負う。

・ 国外源泉所得免除

恒久的施設（PE）に配分可能な所得は、いわゆる国外源泉所得免除によりオランダの法人所得税が免除される。この免除の下では、PEに配分されるべき所得と費用はオランダの課税ベースから除外される。PEに帰属する結果はオランダの税務基準に従って計算されなければならないが、現地通貨で計算される。したがって、引き続きオランダの課税標準に含まれる。

・ 配当税

オランダ企業による利益分配には**15%**のオランダ配当税が課される。この税金は配当企業が源泉徴収し、オランダ税務当局に送金しなければならない。EU企業またはオランダと包括的配当規定を含む租税条約を締結している国に居住する会社への利益分配については、オランダにおける参加者免税の対象となる参加者を所有している場合に限り、オランダの配当税の免除が適用される。ただし、オランダの濫用防止ルールに基づき、以下のルールのいずれかに該当する場合には、オランダの配当税免除が適用されない場合がある。

- (i) 配当の受領者がその居住国において、オランダが包括的配当規定を含む租税条約を締結していない非EU国の居住者とみなされる場合
- (ii) 配当の受領者が適格オランダ（ポートフォリオ）投資ファンドと同等の機能を果たしている場合
- (iii) 配当の受取人が「濫用的な」構造の一部であるとみなされる場合
 - a. 配当の受領者が、他の当事者のためにオランダの配当税を回避することを主たる目的（または受領者の主たる目的の1つ）としてオランダの会社の株式を所有している（「動機テスト」）
 - b. 人為的な構造または一連の人為的な構造に関するもので、構造が複数の段階からなることがあり、経済的現実を反映する正当な事業上の理由に基づいて確立されていないと結論付けられる場合に人為的とみなされる（「人為性テスト」）
配当の受領者がオランダの会社から受領した所得の受益権者でない場合

オランダの配当税（もしあれば）は、オランダが締結している租税条約の適用により減額される場合がある。

・オランダの協同組合

オランダの協同組合による組合員への利益分配は、原則としてオランダの配当税の課税対象とはならない。しかし、協同組合がいわゆる持株協同組合に該当する場合、「適格組合員」に利益が分配されると**15%**のオランダ配当税が課される。適格組合員は、少なくとも協同組合の年間利益の**5%**または清算金の**5%**を受け取る権利を有する。

協同組合は、その活動が**70%**以上を占める場合、持株協同組合とみなされる。

- (i) オランダの資本参加免除の対象となる株式を保有している（前述のとおり）
- (ii) 関連当事者による財務活動

オランダの配当税が課される持株協同組合およびその適格組合員は、二国間租税条約により免税または低税率の適用を受けることができる。

・利子およびロイヤルティに対する条件付源泉徴収税

原則として、オランダでは、利子およびロイヤリティの支払いには源泉税が課されない。しかし、**2021年1月1日**以降、オランダは特定の状況において利子・ロイヤリティ源泉徴収税（**2023年税率：25.8%**）を導入した。基本的に、オランダの利子・ロイヤリティ源泉税（「WHT」）は濫用防止の性格を持ち、無関係な当事者間の真正な商取引には不利な影響を与えないはずである。

オランダのWHTは以下の場合に発動される。

- (i) 低税率法域（LTJ）に所在する関連会社への支払い
- (ii) 特定の関係する**hybrid companies**への支払い
- (iii) 濫用的な状況（例えば、課税目的回避等を目的に設立したトンネル会社を経由したLTJや**hybrid companies**への間接的な支払い）

LTJとは、営利税のない、または法定営利税率が**9%**未満の法域、および／またはEUの非協力的法域リストに含まれる法域のことである。毎年**10月1日**までに、オランダはLTJのリストを公表する。このリストは翌暦年に適用される。

15.2 個人

原則として、オランダに居住する個人は、その全世界所得および資産に対して課税される。個人は、その生活の社会経済的利益の中心が事実上オランダに存在する場合、オランダの居住者とみなされる。オランダ居住納税者の資格を有する個人は、一定の控除および税額控除を受けることができる。

オランダに居住していない個人は、特定の所得源（例えば、オランダでの実質的な株式保有、雇用、不動産からの利益）に対してのみ個人所得税が課される。

・ボックス・システム

オランダ個人所得税法 (*Wet op de inkomstenbelasting 2001*) では、所得を「ボックス1」、「ボックス2」、「ボックス3」の3種類に区別している。それぞれのボックスには独自のルールと税率があり、課税ベースも異なる。

- ボックス1は、給与所得、事業所得、雑所得に関するものである。ボックス1の所得には、累進課税に基づく個人所得税が課される。73,031ユーロまでの所得には36.93%の税率が課され（この課税の一部には社会保険料が含まれる）、73,031ユーロ以上の所得には49.50%の税率が課される。

オランダにある個人の自宅もボックス1に含まれ、一定の条件を満たせば、住宅ローン利子（ある場合）は税控除の対象となる。

- ボックス2は、実質的持分（すなわち会社への5%以上の出資）からの所得（キャピタルゲインを含む）に関するものである。実質的持分からの所得は、オランダの個人所得税（税率26.90%）の対象となる。
- ボックス3は、ボックス1またはボックス2に分類されない範囲での貯蓄、（ポートフォリオ）投資、不動産（その他）からの所得に関するものであるボックス3の資産ベース（非課税基準額57,000ユーロを考慮）は、3つのカテゴリー（貯蓄、その他の投資、負債）に分けられ、0.36%~6.17%のリターンを生み出すとみなされる。

上記に基づいて計算された総利回りは、一律**32%**の税率で課税される。

最近の最高裁判例の結果により、純資産に対する課税方法について大幅な変更が予想される。ただし、これらの変更は**2026年**までには生じない見込みである。

・ **30%優遇税制**

30%優遇税制は、国外居住者を対象としたオランダの優遇税制で、現在、最長**5年間**適用される。**30%優遇税制**の適用により、オランダの個人所得税は以下のように軽減される。

- ボックス1:ボックス1の雇用による総所得の**30%**はオランダ税が免除される。
- ボックス2:**30%**税率が適用される場合、納税者は「部分的非居住者」を選択することができる。この場合、ボックス2の所得はオランダ企業の実質的持分からの所得に限定され、オランダ非居住者企業の実質的持分からの所得はオランダの個人所得税法上の所得として認識されない。
- ボックス3:個人納税者が部分的非居住者ステータスを選択した場合、ボックス3の所得は一般的にオランダの不動産資産（または同等の資産）からの所得に限定される。

30%枠の適用を受けるには、以下の条件を満たさなければならない。

- 外国から雇用されるか、オランダ国内の使用者に出向していること。この要件を満たすために、労働契約は個人のオランダ移住日より前に締結することを強く推奨する（労働契約の効力発生日は移住日より後でも問題がない。）。
- オランダの給与支払機関を通じて給与が支払われること、すなわちオランダの給与税が源泉徴収されること。オランダの使用者は通常、オランダの賃金税法上の源泉徴収代理人とみなされる。
- その個人が特定の専門知識を有している必要があり、これは一般的に、その個人の年間給与総額が少なくとも**56,381**ユーロ（すなわち、**30%減額適用後の課税賃金は39,467**ユーロ）である場合にのみ

該当するとみなされる。

- オランダで就労を開始する前の24ヶ月間の3分の2を超える期間、オランダ国境から150kmを超えて離れた場所に居住していること。

30%枠の適用を受けるには、オランダ税務当局に適時に申請する必要がある。

2024年1月1日以降、労働者の年間総報酬が新たに導入された給与上限（2022年：216,000ユーロ）を上回る限り、30%枠は適用されなくなる。新規則の一部は、2022年12月に既に30%枠が適用されていた労働者に対する既得権条項（grandfathering regime）である。これらの労働者には、2026年1月1日以降に限り給与上限が適用される（2025年までは報酬全体に30%枠を適用可能である。）。

15.3 付加価値税（VAT）

付加価値税（VAT）の課税対象者とみなされるためには、会社は経済活動（報酬に対する商品/サービスの供給）を行わなければならない。これは、経営指導の提供や有利子貸付の供与も含む。

経済活動には、VAT課税活動とVAT免税活動があり、一般的にVAT免税サービスの提供は、インプットVAT（すなわち、購入した製品またはサービスに適用されるVAT）を控除する権利を与えない。有利子ローンの供与はVAT非課税活動であり、原則としてインプットVATを控除する権利はない

（子会社に対する経済活動を伴わない）単なる子会社株式の保有は、VATの目的上、経済活動とはみなされない。しかし、子会社に対して経済活動を行っている場合、子会社株式の保有も経済活動とみなされ、したがって、そのような活動はインプットVATの回収を制限するものではない。以下では、前述のタイプの子会社をそれぞれ「受動的子会社」および「能動的子会社」と呼ぶ。

• 付加価値税率

オランダの一般VAT税率は21%である。（特に）食品、（非アルコール）飲料、美術品、美容院、公共交通機関、ホテルには9%の軽減税率が適用される。さらに、域内供給品と外航船舶には0%のVAT税率が適用される。特

定の金融サービス、保険、教育、医療サービス、不動産にはVAT免税が適用される。

・付加価値税財政統合

財政的、経済的、組織的に密接な関係にあるオランダのVAT課税対象者は、以下の要件を満たす場合、まとめて単一のVAT課税連結グループ（VAT fiscal unity）とみなされる。

- 財政的なつながり：構成員の株式の50%以上を同一人物が直接または間接的に保有または支配している。
- 組織的なつながり：構成員が同じ経営陣の下にある。これは主に経営委員会の構成に関するものである。
- 経済的なつながり：VAT課税連結グループの構成員が、同じ顧客基盤を有し、補完的な活動を行うか、または構成員が他のVAT課税連結グループの構成員に代わって主に（50%超）取引を行っている。

上記の要件が満たされた場合、法律により、VAT課税連結グループが成立する。VAT課税連結グループの構成員は、個別にVAT申告書を提出することも、VAT課税連結グループの他の構成員と共同で1つのVAT申告書を提出することもできる。VAT課税連結グループの構成員間の活動はVATの対象外であるため、そのような活動に関してはVATを納付する必要はない。

インプットVAT（input VAT）の控除は、VAT課税連結グループ全体としての対外活動に基づいて計算される。したがって、VAT課税連結グループの構成員間の免税活動は、インプットVAT（input VAT）の控除にマイナスの影響を与えない。

VAT課税連結グループの構成員は、（VAT課税連結グループの構成員間）が納付すべきVATについて連帯責任を負う。この連帯責任は、オランダ税務当局がVAT課税連結グループの終了を通告するまで継続する。

・付加価値税回収

インプットVATを控除する権利に関しては、(a)直接帰属費用と(b)一般費用を区別する必要がある。

(a) 直接帰属費用

直接帰属費用とは、特定の活動に直接帰属する費用である。事業者は、これらの費用がVAT課税対象となる生産物に直接関連する範囲、またはEU域外当事者への有利子貸付の提供に直接関連する範囲において、費用に対するインプットVATを（全額）控除する権利を有する。

一方で、インプットVATを控除する権利を与えない所得に直接帰属する費用（EU域内当事者への有利子貸付など）に対するVATは、全く控除されない。

(b) 一般費用

直接帰属する費用とは別に、VAT課税事業またはVAT免税事業の提供に直接（かつ完全に）帰属しない一般的な費用もある。例えば、事業体の保有コストや組織コストなどである。これらの一般費用にかかるVATは、部分的に（いわゆる按分額を）損金算入が可能である。按分率は年単位で計算され、小数点以下を切り上げたパーセンテージで表示される（したがって、48.2%は49%に切り上げられる）。按分率は以下のように計算される。

$$\frac{(\text{VAT 課税売上高} + \text{VAT 免税売上高})}{(\text{総売上 (金融所得を含む)})} \times 100\%$$

オランダ税務当局の見解では、経済活動とは別に、単なる子会社株式の保有などの非経済活動がある場合、いわゆる事前按分によって按分額はさらに減額される。事前按分の計算方法は決まっていないが、活動的子会社と受動的子会社の比率が関係することになる。

15.4 不動産譲渡税

不動産譲渡税（RETT）は、受益権の取得を含め、オランダの不動産を取得した場合に課される。納税額は(i)不動産の購入価格と(ii)不動産の市場価格のいずれか高い方に基づいて計算される。

2023年1月1日以降、2種類の税率と免税措置が適用される。

- 長期にわたって当該不動産に住む意思のある個人には、**2%**の税率が適用される。
- 不動産（オランダの不動産事業者の株式、不動産に対する権利（受益権）、および当該不動産から得られる便益を保有者に与える特定の証書を含む）の取得には、**10.4%**の税率（従来は**8%**）が適用される。
- **440,000**ユーロ以下の物件を購入する**18歳**から**35歳**までの住宅購入者には、RETTは課されない。この免除は**1回**のみ利用できる。

同じ不動産が**6ヶ月**以内に別の個人または法人に再度売却された場合、RETTは新たな購入価格から最初の購入価格を差し引いた額に基づいて支払われる。

さらに、一定の条件の下、グループ内の不動産取得はRETTの免除対象となる。

HEUSSEN
Lawyers & Civil Law Notaries
Oval Tower, 10th floor
De Entree 139-141
1101 HE Amsterdam
the Netherlands

www.heussen-law.nl
